
資 料

スウェーデン法訳語集 (2)

萩原金美

Gの部

gallring 公文書の廃棄。「公文書保存法 (1990 : 782)」10条が定める。

garantiavtal ①商品等の品質、瑕疵に対する責任等の保証。商品の引渡時における品質の保証は *Almén-garantie** とよばれる。②損害担保契約。garant (担保人) が他の債務者の債務を引き受ける契約。背後に存する他の債務との関係において附従的な場合と独立的な場合とがある。後者の場合は請求に対して直ちに支払う義務があるとされる。〔①の *Almén-garanti* は、1905年の *köplag* (売買法) の立法に決定的な影響を与えた Tore Almén (ウプサラ大学法学部の私法教授、その後最高裁判所判事) の名に由来する。〕

gemensam besittning 総占有。besittning もみよ。

gemensam inteckning 総合抵当権価額登記。複数の不動産について共通的に行われる *inteckning* (抵当権価額登記)*。不動産が同一所有者に属し、かつ同一の登記機関の管轄内に所在することが要件となる。

gemensamhetsanläggning 共用施設。不動産形成機関による審査を経て複数の不動産のための共用として設けられる永続的な目的を有する施設。例えば私道、駐車場、子供の遊び場、暖房・地下水保護設備等々。「(共用) 施設法 (1973 : 1149)」がある。samfällighetsförening 参照。

gemensamt haveri 共同海損。haveri もみよ。

gemensamt staraff 統合刑。förening, sammanträffande av brott もみよ。

generalexekution 一般執行。債務者の全財産に対する強制執行すなわち

破産のこと。

generalklausul (法文の) 一般条項。その典型例は「契約法 (1915 : 218)」36 条。〔わが国の民法 90 条等に相当〕

generalpant (general panträtt) 全体抵当権。抵当権者に対する全債務のための抵当権。

generalprevention 一般予防。刑罰その他の法的制裁は、制裁を課せられる者以外の者に対しても、その威嚇により犯罪その他の違法行為を抑止する機能を有することをいう。また、制裁の重要な一般予防的機能として市民のモラル形成に間接的に影響を及ぼす効果のあることが通常指摘される。〔民事訴訟の証明責任論において、法規の市民に対する「行為方向付け機能」が重視されることもこれに関連する。〕

generalrecidiv 一般的再犯。特定の犯罪類型の再犯ではなく、犯罪一般を繰り返すこと。recidiv もみよ。

generisk 種類物の。種類のみで特定される給付、例えば一定数量のガソリンは種類物といわれる。leveransavtal 参照。

genfördran (motfördran) (相殺の) 反対債権。

genkärande 反訴原告。genstämning もみよ。本訴原告は huvudkände*。

genmäle (上訴審における) 答弁書。上訴人の上訴状に対する被上訴人の答弁書。

genstämning 反訴。

genus non perit (商品の) 種類は破壊されない。特定物の売買と異なり、種類物の売買においては売主にとって商品の破壊その他これに類する出来事に基づく給付の履行不能は生じないことを表現する文。

genusköp 種類売買。leveransavtal に同じ。

gestor 事務管理人 (者)。negotiorum gestio もみよ。

giftoman 婚姻同意権者。父、母、後見人のように婚姻の成立についてその者の同意が必要とされる者をいう。

giftorätt 婚姻権。一方配偶者の相手方の財産の半分に対する原則的権利。この権利の存する後者の財産は、前者の giftorättsgods (婚姻権財

産) とよばれる。[権利について「財産分割請求権」、財産について「婚姻財産」という訳語もある。]

gillt gods 瑕疵・欠陥のない物。瑕疵または欠陥付きのまま給付された物に代えてしばしば完全な履行が請求できる目的物(商品)のこと。現在の「売買法(1990:931)」では *omleverans* (再給付(物))* とよばれる。売買法 64 条以下参照。

god man ①財産管理人。②(不動産形成における)形成執行者。

fastighetsbildningsmyndighet 参照。[*god man* は直訳すれば「良き人」であるが、法律上様々な関連で用いられており、①は最大公約数的な訳語である。]

god tro 善意。

godtroende 善意者。善意の第三者は *godtroende tredje man*。

godtrosförvärv 善意取得。*extinktivt fång* 参照。

grannelagsrätt 相隣関係法。相隣関係に関する法規。境界や垣根のほか、騒音、煙害等環境汚染行為の避止義務に関する法規を含む。土地法 3 章に加えて「環境法」に重要な関連規定がある。

granskningsberättelse 現物出資監査意見書。株式会社設立の際の主として *apportegendom* (現物出資財産)* の評価に関する意見書。[わが国の商法 173 条 3 項の「証明」「鑑定評価」に相当するといえよう。]

granskningsman 破産監督人。破産債権者の申請に基づき破産裁判所が任命する、破産債権者のために破産財団の管理を監督する者(「破産法(1987:672)」7 章 30 条)。

gravationsbevis 申請により登記裁判官が発する、ある財産に関する *inteckning* (抵当権価額登記)* その他の登記事項に関する証明書。

gravbrev 墓地利用権設定証書。*gravrätt* (墓地利用権)* を設定する書面(による法律行為)。

gravrätt 墓地利用権。「埋葬法(1990:1144)」が定める。

gripande 拘束。警察は検察官による逮捕の理由が存在する場合、急速を要するときは被疑者の身柄を拘束することができる(訴訟手続法 24 章

7条)。anhållande 参照。〔拘束と逮捕との関係については、拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」51頁，24章7条*参照〕

grund för talan 請求の原因（事実）。

grundlagar 基本法，憲法。現在では *regeringsformen*（統治組織法）*，*successionordningen*（王位継承法），*tryckfrihetsförordningen*（出版の自由に関する法律）*，*yttrandefrihetsgrundlagen*（表現の自由に関する基本法）*の四つ（統治組織法1章3条）。〔かつての基本法については、拙著『スウェーデンの司法』3頁参照。〕

grundlagsändring 基本法の変更（改正）。基本法の規定の変更（改正）は異なる総選挙を経た2回の国会の議決によることを要する（統治組織法8章15条）。

grundrekvisit 基本的要件事実。原告の請求が認容されるために必要な請求原因事実をいう。例えば、債務証書の弁済期が到来していることはこれに属する。*motfaktum* 参照。

grupprättegång 集団訴訟手続，クラス・アクション。① *grupp*（集団）の構成員，②組織または③国家もしくは地方自治体の機関が訴訟委任なしに所定の集団内の者の利益のために追行する訴訟をいう。①が *enskilt grupptalan*（私人による集団訴訟），②が *organisationstalan*（組織訴訟），③が *offentlig grupptalan*（公的集団訴訟）とよばれる。①の私人は法人を含む。②の組織は消費者団体や労働者の組織等を意味する。「集団訴訟手続に関する法律（2002：599）」がある。

grupptalan 集団訴訟の訴え，クラス・アクション。「集団訴訟手続に関する法律（2002：599）は，*grupptalan*がなされる訴訟（手続）を *grupprättegång*とよんでいる（2条1項）。

gruvregister 鉱区登記簿。

gruvrätt 鉱業権。

guldklausul (*guldvärdeklausul*) 金約款。一定量の金による支払義務を定める契約条項（支払は通常のクローネでなされるべきだとしても）。

gårdsarrende 住居付農地賃貸借。農地賃貸借の中で、契約の対象に住居

も含まれるもの。これに対して、その他の農地賃貸借は *sidoarrednde* (副次的農地賃貸借)*とよばれる。

gåva 贈与。一般的には動産または金銭に関する無償法律行為。*benefik rättshandling* もみよ。

gåvoskatt 贈与税。

gäldenär 債務者。

gädstäkning 財産分割の際の債務控除。配偶者間における婚姻権財産の分割の際、分割は配偶者の債務を控除して行われることをいう (すなわちそれだけ婚姻権財産の価値が減少する)。

gärningsculpa (刑法の) 行為過失。行為に関する刑事責任を結果との関係において限界付けることを企図する法的形象の呼称で、作為または不作為による犯罪の既遂を意味する損害またはその他の結果を「過失的に惹起すること」をいう。それは行為者がある事象経過に対する税制・支配を有していたこと、その統制・支配する行為が「許容されない危険の引受」を包含し、かつこの危険の引受が発生した結果に「関連を有すること」を前提とする。*personlig culpa* 参照。[Juridikens termer の9版 (2002) から新登場。もっとも問題自体は、すでにかなり以前から判例・学説において取り上げられていた。]

gärningsman (刑法上の用語) 行為者。狭義では行為者本人、広義では共同関与者 (教唆等の共犯) を含む。*anstiftan, medelbart gärningsmannaskap, medgärningsman, medhjälp, medverkan till brott* 参照。

H の部

Haagdomstolen ハーグ裁判所、国際司法裁判所。オランダのハーグに所在する。

habilitet 行為能力。*rättshabilitet, processhabilitat* もみよ。

halvgeneriskt köp 半種類売買。特定された部分のある数量の売買。1905年の売買法により *leverens avtal* (数量売買契約)*とされた。

handelsagent 商事代理人、代理商。「商事代理に関する法律 (1991:351)」

がある。商事代理人については同法1条が定義を与えている。

handelsbolag 合名会社。「合名会社および単純会社に関する法律（1980：1102）」がある。

handelbruk 商慣習。「売買法（1990：131）」等によれば任意法規に優先しうるとされる。

handelsfullmakt 支配人の代理権。prokura もみよ。

handelskommission 商事取次。商事取次の受託者は handelskommissionär（商事取次人）とよばれる。「取次に関する法律（1914：45）」がある。civil kommission, kommission 参照。

handelsköp 商事売買。näringsidkare（事業者）間の売買のこと。その他の売買は civilt köp（民事売買）*。いずれも1905年の köplag（売買法）が定める概念だが、現行の「売買法（1990：931）」ではこの概念自体は消滅した。

handelsregister（合名会社等の）商業登記。patent-och registreringsverket（特許および登記・登録庁）が扱ったが、2004年から新設の bolagsverket（会社庁）の所管に属する。「商業登記法（1974：157）」がある。なお、株式会社の登記は aktiebolagsregister（株式会社登記簿）になされる（「株式会社法（1975：1385）」1章）。

handelsrätt 商(事)法。(スウェーデン以外の)外国法において用いられる商業およびこれに類する行為に関する民事法規の総称。例えば、売買法、手形・小切手法、会社法および保険法を含む。

handlingsdelikt 挙動犯，形式犯。beteendedelikt に同じ。effektdelikt 参照。

handlingskapacitet 行為能力。rätlig handlingsförmoga もみよ。

handlingsprogress（犯罪）行為過程。犯罪行為が準備から着手へ，着手から既遂へと進行する過程。

handläggning [dealing with, disposal, procedure] 取扱い，法的処理（過程，活動）。最も訳しにくい用語の一つ。書面または口頭による審理，審査に相当する（後者の英訳 [hearing, trial]）。裁判所における口

頭のそれは (口頭) 弁論のことである。

handläggare [person (official) in charge of (handling) a (the) matter] 案件担当者 (官)。独立的に案件を準備し, 審査 (理) する公務員をいう。

handpant 質権。担保物 (不動産を除く) の引渡しを必要とする担保権 (商法 10 章)。第三者が占有する物の引渡しについては「第三者が保持する物 (不動産を除く) の質権設定に関する法律 (1936:88)」がある。

handräckning ①(金銭支払義務以外に関する) 簡易訴訟。②(所有権留保付き割賦販売契約における) 商品引上げの認可。①金銭支払義務以外の債務について kronofogemyndighet (執行官局)* が所管する簡易訴訟。vanlig handräckning (通常簡易訴訟) と särskild handräckning (特別簡易訴訟) とがある。例えば, 住居等の明渡しは前者, 不法占有者からの占有の回復は後者に属する。「支払命令および簡易訴訟に関する法律 (1990:746)」がある。②所有権留保付き割賦販売契約における債務不履行の場合に一定の要件が存在するとき, 執行官局は債権者の申請に基づき, 債務者のもとから商品を引き上げることについて認可を与える。「消費者信用法 (1992:830)」130 条以下参照。なお, handräckning はその他の意味でも用いられる。

hastigt mod 短絡的, 偶発的に犯罪を行うこと。beråt mod 参照。

hatt 帽子判決。裁判所の構成員間の対立する見解の妥協の所産というべき判決で, それゆえにしばしば理由らしい理由がほとんど存在しないものを指す俗称。

haveri 海損。gemensamt haveri (共同海損)* と enskilt haveri (単独海損) がある。

HB handelsbolag (合名会社)* または handelsbalk (商法) の略称。

hedersskuld 名誉債務, 自然債務。法的に請求できない債務, 例えば賭博金債務のこと。naturlig fordran もみよ。

hemdjur 家畜。husdjur のこと。「家畜等の管理 (kontroll) に関する法律 (1985:342)」等がある。犬, 猫については別に「犬および猫の管理

(tillsyn)に関する法律(1943:459)」等がある。

hemfridsbrott 住居の平穩に対する罪(刑法4章6条1項)。人の住居(敷地等を含む)に不法に侵入し、または留まる犯罪。事務所、工場その他の建造物等に侵入し、または留まる行為は *olaga intrång* (不法侵入罪)を構成する(同条2項)。

hemföljd 婚資。両親が子とくに娘に対して婚姻の際に行う贈与の旧称。現在の *förskott å arv* (相続人に対する生前贈与)* にほぼ相当する。

hemförsäljningslagen 「訪問販売法(1981:1361)」。 *ångersrätt* (クーリング・オフの権利)などを規定。その後「隔地契約および訪問販売契約における消費者保護に関する法律(2000:724)によって代替されている。

hemlig teleavlyssning 秘密の電信電話の聴取。強制捜査手段の一つ。訴訟手続法27章18条等が規定する。被疑者と弁護人との電話等については許されない(22条)。

hemlig teleövervakning 秘密の電信電話監視。強制捜査手段の一つ。訴訟手続法27章19条等が規定する。

hemligstämpel 秘密印(を押すこと)。公文書に根拠法文を示して秘密とするメモのことをいう。このいわゆる秘密印は、公文書の公開を妨げる絶対的なものではなく(公開に対する一種の警告としてのみ作用するといわれる)、公開申請が却下されたとき申請人は不服の申立てができる。

hemligt testamente 秘密遺言。 *konvoluttestamente* もみよ。

hemskillnad 離婚前別居。正式の離婚の前に夫婦共同生活を試験的に分離するという従前の離婚方式で、裁判所の判決によった。

hemul (譲渡人の)所有権帰属責任。所有権取得原因の前主=譲渡人の譲受人に対する、譲渡された物の所有権を譲受人に帰属させる責任。 *hemulsansvar*, *hemulskyldighete* ともいう。 *hemulsman* は上記責任を有する譲渡人。

hemvist 住所。自然人については *folkbokföring* (住民登録)* をしている場所、法人については原則として理事会(本店)の所在場所。

hets mot folkgrupp 民族集団等に対する迫害の罪。公然とある民族集団

等に対し、その出自、皮膚の色、信仰等をほのめかして脅迫、侮辱等を行う犯罪（刑法 16 章 8 条）。

hindersprövning 婚姻障害の審査。婚姻前における婚姻障害要件の審査で、男女の一方の住民登録がある地域に所在する税務機関等が行う（婚姻法 3 章）。

hittebarn 捨て子、拾い子。無保護の状態、かつその同一性が不明のまま発見された子供。国内で発見された捨て子はそうでないことが判明するまではスウェーデン国民とみられる（「スウェーデン国籍に関する法律（2001：82）」2 条）。

hittegods 遺失物。

hjälpfaktum 補助事実。証拠事実の証拠価値（証明力）を増大または減少させる事実。例えば、証人の視力が弱いことは証言の証拠価値を低下させうる。bevisfaktum 参照。〔この語は Juridikens termer の最新版（9 版、2002 年）に初めて登場した。他の辞典にはまだ見当たらない。〕

holografiskt testamente（証人なしの）危急時遺言。病気その他通常の遺言をすることができない危急時における遺言で、方式が緩和されており、証人を必要としない（相続法 10 章 3 条）。muntligt testamente 参照。

homO ombudsmannen mot diskriminering på grund av sexuell läggning（性的傾向差別オンブズマン）* の略称。「労働生活における性的傾向に基づく差別の禁止に関する法律（1999:133）」の遵守を監視するオンブズマンで、政府が任命する。なお、「性的傾向」とは「ホモセクシャル、バイセクシャルおよびヘテロセクシャルの傾向」と定義されている（同法 2 条）。

homologation（裁判所の）認可。民事的法律行為の裁判所による認可、例えば後見人が行う被後見人所有の不動産の売却に対する認可をいう。

hoppande regress 飛越し遡及（償還請求）。手形所持人が手形債務者に対し、手形債務成立の順序に関わりなく行う償還請求のこと。

hor 姦通。1937 年までは刑法上の犯罪であった。未婚者との姦通を

- enkelt hor, 既婚者とのそれを doppelt hor という。
- hot 脅迫。olaga hot 参照。
- hovrätt 高等裁判所。全国に六つ存在する。
- hovrättsassessor 高等裁判所代理判事。裁判官養成教育の最終段階にある法律家。〔拙著『スウェーデンの司法』129 頁以下に、代理判事を含む裁判官職の詳しい説明がある。〕
- hovrättsfiskal 高等裁判所判事補。
- hovrättslagman 高等裁判所部長判事。裁判部の長。正式の官職名である。
- hovrättsnämndeman 高等裁判所参審員。高等裁判所に執務する参審員の俗称。
- hovrättspresident 高等裁判所長官。
- hovrättsråd 高等裁判所判事。rådman (地方裁判所判事)* と同格の正規の裁判官。正規の裁判官職は fullmakttjänst (授権官職)* である。
- hovrättstind 高等裁判所外部集会 (法廷)。庁舎外で開かれる高等裁判所の裁判集会 (法廷)。
- husbondeansvar 使用者責任。被用者等の違法行為に対する使用者の損害賠償責任または刑事責任。
- husranskan 家宅搜索。訴訟手続法 28 章が規定する。
- huvudförhandling (民事・刑事訴訟における) 本口頭弁論。口頭主義・直接主義・集中主義の原則が支配する。
- huvudgäldenär 主債務者。
- huvudman ①運営主体。②本人。①ある行政活動について経済的責任を負う公的機関、例えば児童保護については第一次地方自治体、医療保護については県自治体のこと。②民事法上は委任者、授権者に同じ。
- huvudorganisation 連合組織。複数の使用者団体または労働組合の連合体。連合組織に関する法的定義は存在しない。
- huvudstol 貸付金の元本。
- huvudtal 頭割り。
- hypotek 抵当権。underpant もみよ。

hyra ①通常は建物等賃貸借, その賃料。②船員の賃金。①動産の賃貸借についても用いられる。hyra av lös sak という。長い間動産の賃貸借は実際の生活においてあまり意味を有しなかったが, 最近ではその重要性が著しく増加し, ビジネス面のそれでは leasing* が多用されている (この語は英米法から採られたもの)。lega 参照。

hyreslagen jordabalk (土地法)* 12章の別名としてしばしば用いられる (同章が建物等賃貸借について規定しているので)。

hyresnämnd 建物等賃貸借紛争等処理委員会。arrendenämnd もみよ。

häktning 勾留。訴訟手続法 24 章が規定する。anhålande 参照。

häktningsförhandling 勾留弁論。検察官から勾留の請求がなされたとき裁判所が行う勾留問題を審理する弁論の手続。通常, 弁護人も同席する。

häleri 贓物罪 (刑法 9 章 6 条)。efterrocker, fordringshäleri, häleriförseelse も参照。

häleriförseelse 贓物軽罪 (刑法 9 章 7 条)。

hänvisning 差戻し。事件を正当な管轄裁判所に差し戻す旨の上級審の決定 (訴訟手続法 10 章 20 条)。återförvisning 参照。

häradssällmanning (一種の) 入会地。allmanning もみよ。

häradssdomare 地区裁判所裁判官。かつての häradssrått (地区裁判所)* の参審員の一人, 通常はその長に与えられた名誉称号。往々 tingsrått (地方裁判所)* でもみられるという。

häradshövding 地区裁判所所長判事。現在の地方裁判所所長判事に相当する。

häradssrått 地区裁判所。tingsrått (地方裁判所)* の前身の地方における通常下級裁判所。

hälskande fastighet 要役不動産 (地) servitut もみよ。

hävd 不動産所有権の時効取得。土地法 16 章等が規定する。urminners hävd 参照。

hävning av avtal 契約の解除。やや多義的に用いられるが, 通常は当初有効な契約が一方当事者によって相手方の契約違反を理由に解消され

ることを意味し、原状回復が必要になる。

högförräderi 反乱・外患罪(刑法 19 章 1 条等)。brott mot rikets säkerhet (王国の安全に対する罪)* の中の最も重大な犯罪形態。

högmålsbrott 反逆的犯罪。内乱的騒乱罪その他国家の内的安全に対する犯罪の総称 (刑法 18 章)。brot mot rikets säkerhet 参照。

högre hand 不可抗力。force majeure* に同じ。

Högsta domstolen, (HD) 最高裁判所。justitieråd, Regeringsrätten 参照。

hörsägen [hearsay] 伝聞証言。[Juridiska termer では最新版 (9 版, 2002) から登場。]

I の部

icke-devolutiva rättsmedel 移審の効力を有しない不服申立て。わが国における民事訴訟法上の「異議」、刑事訴訟法上の「異議の申立て」に相当する。

icke upplösande äktenskapshinder 非解消的婚姻障害。äktenskapshinder もみよ。

id quod interest 被害者にとっての特有の価値。損害賠償によって補償されるべき被害者にとっての特有の価値。[このラテン語は「利害関係 (のあるもの)」の意。] vera rei aestimatio 参照。

idealkollation 相続分からの生前贈与額の控除。kollation (遺産分割における生前贈与の参酌)* の一つで、生前贈与自体は保持しうる。kollation, realkollation 参照。

ideel förening 非経済的社団。構成員の理念的利益等を促進することを目的とする社団。政治団体、宗教団体、禁酒団体、スポーツ団体、労働組合など。ekonomisk förening 参照。非経済的社団に関する法律は存在しないが、重要な法規整は判例によって確立されている。それによれば、法人となることができ、その登記は商業登記などと同様に特許および登記・登録庁に行う (もっとも登記義務は存しない)。ekonomiskförening, understödsförening 参照。

ideel skada 精神的損害, 慰謝料。skada, lyte och men, sveda och värk
もみよ。

identifikation 同定性。法的に A の行為が B 自身の行為とみられる関係。
A, B 間に法的または事実上密接な関係例えば使用者一被用者の関係が
あるときに存在する。積極的同定性と消極的同定性とがある。前者は
使用者責任など A が B の行為について責任を負うことを意味する。し
かし, 通常は後者の意味で用いられる。例えば第三者 C が B と共に過
失による行為で B に損害を与えた場合, B の C に対する損害賠償請求が
減額または免除されることをいう。すなわち, この場合には B が A と同
定され, 過失相殺の問題が生ずるわけである。〔英米法の identification
とは語義がかなり異なる。〕

identifikationsurkund 身分証明書。

ignorantia juris nocet 法の不知は害する。法規を知らないことは法的責
任を免除しないという原則を表現する文。

illegal abortt 違法妊娠中絶, 墮胎。医師その他の者がこれを行うことは
「妊娠中絶法 (1974 : 595)」による犯罪であるが, 妊婦自身に対する罰
則は 1975 年に廃止された。barndrån 参照。

illegitim 私生児, 非嫡出子。婚姻外で出生した子のかつての呼称。
illegitim は「違法な, 不法な」という意味。

illikvid 当座の支払不能。弁済期の到来した債務額に相当する通常の支
払手段 (資産) を有しないこと。insufficiens, obestånd 参照。

illiterat rådman 素人の都市裁判所判事。現在の地方裁判所の前身の一つ
である rådhusrätt (都市裁判所)* のうち, 小都市の裁判所に存在した
法学教育を受けていない裁判官のこと。

illojal konkurrens 不公正な競争。公正な取引慣行に反する競争のこと。

illojal maktutövning (détournement de pouvoir) 権限濫用。公的機関が
その権限を所定の目的外に用いること。objektivitetsprincipen 参照。

imaginärt brott (inbillat brott) 誤想犯。行為者が誤って可罰的と信じてい
る行為 (例えば婚姻中の不貞行為) を意図的に行うこと。もちろん可

罰的ではない。putativet brott もみよ。

immaterialrätt 無体財産権。upphovsrätt (著作権)*, patenträtt (特許権)*, mönsterrätt (意匠権)*, varumärkesrätt (商標権)* 等さらにしばしば氏名権も包含する法分野の総称。

immateriell förfalskning 非実体的偽造。文書偽造そのものではなく、例えば真実保障の供述書・証明文書に虚偽の情報を記載・提供し、または真正な文書の成立を否定すること（前者を積極的非実体的偽造、後者を消極的非実体的偽造という）。このような行為は刑法 15 章 10 条以下が定める犯罪である。

immateriell skada 非物質的損害。ideell skada* に同じ。

immission インミッション，生活妨害行為。煙害，臭気，騒音等による近隣（不動産）への悪影響。

immunitet ①治外法権，②元首等の免責特権。①外交官等の特権。②国家元首（国王，摂政）の行為は訴追されないこと，または国会議員は訴追に対して一定の保護を享受すること (parlamentariskt immunitet)* を意味する。

immutabilitetsprincipen （公訴）不変更の原則。公訴は取り下げることができないとする訴訟法上の原則。スウェーデンには存在しない。

impediment 無価値の土地。

imperativt mandat 羈束的授権。委任者が受任者に対しその権限の行使に一定の条件を付した公法上の授権。例えば，スウェーデン法では国会議員はその職務の行使について選挙民からの指示に拘束されないから，これは羈束的授権ではない。

impossibillium nulla est obligatio 不可能事を行う義務は存在しない。不可能事の履行は義務付けられないことを表現する文。〔英法にも同一の法諺がみられる。There is no obligation to perform impossible things.〕

imputabilitet 有責性。行為者の精神的能力に基づきその行為について課せられる責任。

imputation 帰責。ある行為がある人の責任に帰せられること（精神的能

力に関わりなく)。

in abstracto 一般的に。個別具体的場合の事情を斟酌することなく一般的に考えること。

in casu ~の場合に。個別具体的場合のこと。

in concreto 具体的に、実際に。個別具体的場合の事情を斟酌して考えること。

in contumaciam 被告人不在のまま (の判決の宣告)。被告人が国外に逃亡している場合などにはその不在のまま判決を宣告することができる (訴訟手続法 46 章 15 条 a)。

in dubio 疑わしいときには。

in dubio mitus 疑わしいときは軽く。疑問がある場合には被告人にとって最も有利な選択肢を選ぶべきことを意味する刑法上の格言。

in dubio pro reo 疑わしいときは被告人の利益に。とりわけ犯罪事実については検察官が証明責任を負うという原則を表現する文。

in fine 終わりに (おいて)。例えばある条文の終わりを指すときに用いる。

in fraudem legis 法律を回避して。故意に法律を回避すること、脱法行為をすること。

in integrum restitutio 原状回復。restitutio in integrum に同じ。

in manum mortuam 死手に (へ)。不動産の所有権が自然人から法人に移転したときに用いられる表現。

in natura 現物で、自然に。現物の給付または金銭で代替できない役務の給付を意味する。

in pleno 全体会議で。合議制の裁判所または公的機関における全構成員による集会のこと。plenum もみよ。

in solidum 連帯して、全額について。連帯責任のこと。solidariskt-ansvar もみよ。

inbördes testamente 共通遺言。複数人例えば夫婦に共通の遺言。同一の書面になされた複数の遺言と解されている。配偶者の相続権が認めら

れている現在その必要性は、夫婦については乏しいが長期間の同棲婚者には存するといわれる。

incest 近親相姦。直系血族および全血の兄弟姉妹との肉体関係で犯罪を構成する（刑法6章4, 6条）。かつては半血の兄弟姉妹とのそれも可罰的であった。

incidensfråga 附随問題。訴訟手続中それについて決定がなされたとき本案とは別に独立の上訴ができる、審理または将来の執行のために有意義な問題のこと。例えば法律扶助の問題。

inclupat 被告人。

indicium 状況証拠，徴表。例えば指紋，血痕。

indirekt skatt 間接税。その典型例は mervärdeskatt（消費税）*。

indirekt uppsåt 間接的故意。dolus indirectus もみよ。

indispensabla äktenskapshinder 非許容的婚姻障害。公的機関の許可によって除去することができない婚姻障害，直系血族および全血の兄弟姉妹の間の婚姻（婚姻法2章3条1項）。äktenskapshinder もみよ。

indisipotiv 当事者に対して強行的な。indisipotiv tvistemål 参照。

indisipotiv rättsregel 強行法規。tvingande rätteregel ともいう。

indisipotiv tvistemål 非処分権主義的民事訴訟。当事者間で和解が許容されない民事訴訟〔わが国の用語でいえば，処分権主義・弁論主義が適用されない民事訴訟。〕

individualmyndighet 独任制の公的機関。例えば justitiekänlerämbetet（法務監察長官の職）*。〔スウェーデンの公的〔行政〕機関は，歴史的に高等裁判所の制度に倣って作られたので合議制のものが多い。〕

individualprevention (specialprevention)（刑罰の機能としての）特別予防。現在ではこの表現は法文から削除されているが，実際の法生活では重要な機能を果たしている。

indossament 裏書（による）譲渡。

indrivning 債権の取立て。しばしば公権力による強制をもって行われる債権の取立てを意味する。

- industriellt rättsskydd** 工業所有権保護。特許権，商標権，意匠権，商号権等の知的財産権に属する権利保護の総称。
- industrietillbehör** 産業用従物。主として不動産上の活動に用いられるために備えられた機械・設備（ただし車両，事務用設備，手道具類はこれに属しない）。
- inexigibel** 執行不可能な。強制執行のできない（債権等）。
- informationsföreläggande** 情報供与命令。konsumentombudsmanen（消費者オンブズマン）*が発する，ある情報を過料の制裁付きで供与すべき旨の「市場行動法（1995：450）」による命令（21，15条）。
- införsel** 賃金差押・支払命令。ある者の使用者に対し賃金の一定部分を支払わず，その額を扶養義務，公租公課，罰金等の支払のために執行官局に支払うことを命ずる命令。1996年に廃止された。現在の utmätning av lön（賃金に対する差押え執行）に相当する。
- inhabilitet** 無能力，無権限。
- inhibition** 執行停止。
- injurie** 名誉毀損。förolämpning*，ärekränkning*のこと。
- inkassoväxel** 取立委任手形。「取立てのために」またはこれに類する条件が表示された手形。
- inkassoöverlåtelse** (inkassoindossament, prokuraindossament) 取立てのための譲渡。手形，小切手および債務証書をもっぱら取立ての目的のために譲渡すること。
- inkommunikabel egendom**（婚姻における）特有財産。
- inkomstskatt** 所得税。
- inkonstitutionell** 憲法違反の。基本法に違反すること。
- inkvisitorisk process** 糾問主義訴訟。ackusatorisk process 参照。
- inlag** 寄託（の旧称）。寄託された物は inlagsfä とよばれた。deposition 参照。
- innehavaraktie** 無記名株式（券）。
- innehavarcheck** 無記名式（持参人払式）小切手。
- innehavarpapper** 無記名証券。

innehavarskuldebrev 無記名式債務証券。無記名証券の一種。skuldebrev 参照。

inrösningsjord 耕作地，耕作（可能）地。古い法律用語。反対語は avrösningsjord。

insatsrevert 出資債務証券。例えばある経済的社団への加入の出資金（相当額）を事後に支払うことを約する債務証券。

insemination 受精，とくに人工授精。artificiell insemination もみよ。

inskrivning 登記。登記案件は裁判所における登記機関が取り扱う。土地法 19 - 24 章が定める。〔日本でも戦前は裁判所が登記を所管していた。〕

inskrivningsdomare 登記裁判官。登記機関を主宰する裁判官。

inslovens 支払不能。破産原因になる。insufficiens 等参照。

instans 審級。

institut (rättsinstitut) (法) 制度。法的意味としては一般に社会における特定の目的のための法規の複合体。例えば質権・抵当権制度は，ある担保財産（担保物）に関する法規整を行う。

instruktion (組織・執務) 規則。公的機関の組織・執務等について定める法令の名称。往々複数の公的機関に共通のものであることがある。例えば länsstyrelseinstruktion (県中央行政庁規則)。juryinstruktionen 参照。

instrument 証書，調書。行われた法的措置に関する証書，調書。例えば遺産分割証書。

insufficiens 債務超過。insolvens 参照。

insurgent 反乱者。武装した反乱の一員である者。

inteckning 抵当権価額登記。この登記が認められると，登記機関はその証拠として pantbrev (抵当証券)* を発行する。

intellektuell (handlings) förfalskning 非実体的（文書）偽造。

immateriell förfalskning もみよ。

inter absentes 隔地者間の（契約）。インターネット契約もこれに属する。

- inter praesentes** 在席者間の (契約)。
- inter vivos** 生前の。
- intercession** 債務引受。
- interimistiskt förordnande (beslut)** 中間的処分 (決定)。即時に効力が生じ、異なる処分または確定判決に至るまで存続する裁判。
- interimsbevis** 中間証書, 株式申込受付証。株式に対する支払が完全になされる前に、株式に対する権利の証拠として発行される証書。
- internationell privaträtt** 国際私法。往々、国籍、外国人の法的地位および国際民事訴訟法に関する法規も国際私法の範囲に属するとされる。
- internationell processrätt** 国際 (民事) 訴訟法。外国判決の既判力、執行力および外国破産の意義に関する法規も国際 (民事) 訴訟法に属する。
- internationell rätt** 国際法, 国際公法。往々 *folkrätt** (*publik internationell rätt*) (国際公法) と同意語であるが、国際公法および国際私法の総称としても用いられる。
- internationell straff (prosess)rätt** 国際刑事 (訴訟) 法。国際的法共助の問題などを含むが、国際法上の犯罪に関する事項はこれに属しない。
- internationella domstolen** 国際司法裁判所 (ハーグ)。
- internationella köplagen** 国際売買法。1980年の外交会議 (ウィーン) で採択された Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG), konvention om internationella köp av lös egendom (国際物品売買契約に関する国際連合条約) に基づく「国際売買に関する法律 (1987: 822)」のこと。
- interneing** 不定期刑。かつての刑事制裁で、1981年に廃止された。
- interusurium** 中間利息。
- intervenient** 訴訟参加人。ordinär intervenient (通常参加人) と självständig inervenient (独立参加人) とがある (訴訟手続法 14 章 9 条以下)。〔拙訳「訳注スウェーデン訴訟手続法 (1)」98 頁以下参照。〕
- intervention** ① 訴訟参加, ② 参加, 介入。②の場合には、一般に債務者に対する求償権を有しない。〔わが国の手形法 55 条以下の「参加」を

参照。]

intestatarv 無遺言相続。遺言によらず、親族関係に基づく相続。

intressejurisprudens 利益法学。法的紛争の解決を、法律学が形成した概念の分析 (begreppsjurisprudens (概念法学)* のように) によってではなく、対立する利益の考量によって行おうとする法律学の立場。[スウェーデン的理解を示すために辞書的定義をそのまま掲げた。]

intressekollision 利益衝突。刑法上の用語で、一般には可罰的な行為がより大きな利益を擁護するために適法とされることをいう。例えば、犯罪者の身柄を拘束する場合に抵抗を受けたとき、本来は可罰的である暴力を用いる警察官の権利。

intrång 侵害。損害の特別な形態。しばしば intrång och skada (侵害と損害) と併記され、この場合は通例財産または権利の自由な享有の将来における侵害に関わる。とくに知的財産権について問題になる。

intrång i förvar 保管の侵害罪 (刑法 4 章 9 条)。brytande av post-eller telhemlighet もみよ。

invallning 堤防の防護による干拓。その地域を堤防により溢水に対して防護する干拓。

investmentbolag [investment company] 投資会社。

invindikabel (占有を) 回復することができない。vindikation 参照。

invisning anvisning (指図) の旧称。anvisning もみよ。

invändning 抗弁 (権)。実体法、訴訟法上の抗弁 (権) がある。bestående invändning, processinvändning, sakinvändning もみよ。

ipso jure 法律上当然に。

istadarätt (representationsrätt) 代襲相続権。

IT informationsteknik (情報技術) の略語。

IT-rätt IT 法, データ法, 情報法。もっとも, IT に関する法的諸問題は既存の契約法, 刑法, 行政法などの領域内で解決しようとする見解も有力である。

iteration 再犯。

iura novit curia 裁判所は法を知る。jura novit curia もみよ。

Jの部

jaktkort 狩猟手数料支払済証。

JK justitiekanslern (法務監察長官) の略称。justitiekanslern もみよ。

JO justitieombudsmannen (司法オンブズマン) の略称。justitieombudsmannen もみよ。

jordbalken 土地法。不動産法の分野における基本的規定を収める法律。

jordbruksarrende 農地賃貸借。gårdsarrende 参照。

jordbruksbolag 農業会社。

jordregister 不動産登記簿。fastighetsregister もみよ。

judex 裁判官。

judex debet judicare secundum allegata 判決は当事者が主張したもの以外の法律事実に基づくことはできない (という法原則の表現)。

judicium 裁判所, 司法判断。

judikatur 判例, 裁判例 (の総称)。

jura novit curia (jura noscit curia) 裁判所は法を知る。da mihi factum, tibi jus 参照。

jure fisci 私法的主体としての国 (の行為)。

juridicus 裁判官。

juridik 法律学。

juridisk förening 法律家協会。大学法学部のもとに形成される協会。法学部学生に相互間の交流と先輩の理論家および実務家の先輩とのより密接な接触の機会を与えることを目的として、1844年にウプサラで設立されたものが最初で、ついで1884年にルンドで結成された。とりわけ法学研究に対する関心を保持するための議論を行う集会を開催している。

juridisk encyklopedi 法律学百科。法学部におけるかつての科目の一つで、現在の allmän rättslära (一般法理論, 法理学)* にほぼ相当する (もっ

と基礎的なものだが)。

juridisk person 法人。例として、国家、地方自治体、会社、財団法人(基金)、遺産財団、破産財団。

jurimetrik 量的分析方法による裁判例の分析。

juris 法の (jus の所有格)。

juris kandidat 法学士。大学法学部における *juris kandidatexamen* (法学士試験) に合格した者=法学部を卒業した者に与えられる称号で、*jurist* (法律家) とは法学士を意味する。この試験はわが国の司法試験に相当する。

juris licentiat 法学修士。法学士と法学博士との間の学位。〔一応「修士」と訳したが、スウェーデンの博士論文はドイツの教授資格論文に匹敵するので、*licentiat* 論文はドイツの博士論文にほぼ相当するといつてよいかと思われる。なお、これはスウェーデンの伝統的な学位である。〕

jurisdictio contentiosa 司法、裁判運営。

jurisdictio voluntaria 非訟(事件)。例えば、不動産に関する各種の登記、養子縁組など。

jurisdiktion 裁判(管轄)権。

jurisprudens 法律学の旧称。現在では *begreppsjurisprudens* (概念法学)* のように、やや軽蔑的な意味合いをこめて用いられることが多い。〔この説明は *Juridikens termer* の 8 版(1993)による。9 版(2002)ではこの説明部分が削除されている。〕

jury 陪審。スウェーデンでは「出版の自由に関する法律」および「表現の自由に関する基本法」違反の訴訟における犯罪事実の存否について陪審による判断が行われる。陪審員は *juryman*。

juryinstruktion 陪審員等に対する指示(規定)。「出版の自由に関する法律」および「表現の自由に関する基本法」違反の訴訟における陪審員等(捜査・訴追機関も含む)に宛てた、この二つの自由の濫用に対する罰則の適用は慎重かつ制限的であるべき旨を指示する法規定(出版の自由に関する法律 1 章 4 条 1 項、表現の自由に関する基本法 1 章 5 条)。

[前者の訳文は、拙著『スウェーデンの司法』251頁にある。後者も基本的に同一である。]

jus 法。

jus aequum 衡(公)平な法。裁判所が自由裁量で個別事件を裁判できるときに **jus aequum** が存在するといわれる。その反対に、裁判所が厳格に具体的法規を遵守適用しなければならないときは **jus strictum** (厳格な法) が存在するといわれる。

jus cogens 強行法(規)。

jus dispositivum 任意法(規)。スウェーデン語では *dispositiv rätt*。

jus naturae (naturale) 自然法。

jus protectionis 保護権。外国における自国民の利益を保護するために介入する国家の権利。

jus sanguinis 血統主義。出生により両親またはその一方の国籍を取得するという主義。

jus sequelae (獲物の) 追求権。 *förföljningsrätt* もみよ。

jus soli 出生地主義。出生した国の国籍を取得するという主義。

jus tollendi 収去権。例えば、賃借人が賃借物に附属させたりノリウム床を立退きの際に収去する権利。

justering 更正。記録の内容を訂正し、その正当性を確証する措置。

justering av åtal 訴追の変更。原則として許容されない(訴訟手続法45章5条)。

justitiekanslern (JK) 法務監察長官。「出版の自由に関する法律」および「表現の自由に関する基本法」違反の事件における検察官であり、かつ裁判官や上級公務員に対する訴追を行う権限を有する。また、政府の最高の法律顧問とされる。*kronjurist* 参照。[英訳は一般に *attorney general* であるが、これに引きずられて法務総裁などと訳するのは適切でない。法務大臣も検事総長も別個に存在するからである。政府の最高の弁護士かつ国会の任命する司法オンブズマンに対応する政府任命のオンブズマンと考えればいくらか分かりやすくなるであろう。]

justitiemord 司法殺人，誤判による無実者の処罰。本来は冤罪による死刑判決（の執行）の意味であるが，やや劇的な日常語の表現として用いられる（スウェーデンには現在死刑は存在しない）。

justitieombudsmannenn (JO) 司法オンブズマン。1809 年の統治組織法により設けられた職。国会が任命する。1974 年の統治組織法により riksdagensombudsman（国会オンブズマン）* と名称が変更されたが，依然として旧称も用いられている。

justitieråd 最高裁判所判事。最高裁判所の長官も正式の官職名としては同一である。

justitieutskott (JU) 国会の司法委員会。司法制度および刑事法関係の立法案件について準備・審議する委員会。lagutsokott 参照。

justus titulus 正権原。

jämställdhetsnämnden（男女）平等委員会。（男女）平等オンブズマンの申立てに基づき使用者に対する過料の発令等を行う。

jämställdhetsombudsmannen（男女）平等オンブズマン。使用者に jämställdhetslag（「平等法（1991：433）」）－労働生活における男女の平等を促進することを目的とする法律－を遵守させることを主たる職務とする（同法 31 条）。

järnbörd 火審，熱鉄神判。中世に行われた神判の一つで，無実証明のために，被告人に熱鉄を持つかその上を歩かせること。〔わが国の盟神探湯に類する。〕

jäv ① 除斥・忌避，② 請求の正当性に関する異議。① スウェーデン法は除斥と忌避とを区別していない。その比較法的特徴の一つは，除斥・忌避が検察官，警察官その他の公務員等についても存在することである。（例えば「訴訟手続法」7 章 6，9 条，「行政手続法（1986：223）11 条）。② 例えば破産における届出債権に対する異議。

jävsprocess（破産法の）異議訴訟。争いのある破産債権の確定に関する訴訟。

K の部

kabinett 内閣。全体としての statsrådet (大臣)* の名称。regering, ministär は同意語。

政府内の「内部的サークル」の意味でもありうる。

kallese på okända borgenärer 未知の債権者に対する催告, 公示催告。
preklusion 参照。

kammarrätt 行政高等裁判所 同裁判所の裁判官には, kammarrättspresident (長官), kammarrättslagman (行政高等裁判所部長判事), kammarrättsråd (行政高等裁判所判事), kammarrättsassessor (行政高等裁判所代理判事), kammarrättfiskal (行政高等裁判所判事補) が存在する。

kammaråklagare 地方検事。åklagarekammar (地方検察庁)* の検察官。かつてはストックホルム, イヨーテボリ, マルメの三大都市において第一, 二審の管轄に属する通常刑事事件の捜査・公訴の追行を行う検察官の名称だった。なお, 長は chefsåklagare (地方検事長, 検事正), vice chefsåklagare (副地方検事長, 次席検事)。

kanonisk rätt 教会法, カノン法。

kanslidom 事務局判決。当事者の面前で言渡しをしないで, ある時点に裁判所の事務局 (書記官室) で交付する判決 (訴訟手続法 17 章 9 条 2 項) の慣用的呼称。

kapning ハイジャック罪 (刑法 13 章 5 条 a)。航空機, 船舶等をハイジャックする犯罪。

kaskoförsäkring 輸送機関に対する保険。積荷や乗客に対する保険ではなく, 船舶保険等輸送機関自体に対する保険。

kassationsdomstol 破棄裁判所。上訴に基づき, 実体的判断をすることなく下級裁判所の判決を取り消し, 事件をその裁判所または他の裁判所に差し戻す上級裁判所。この措置が kassation (破棄) とよばれる。行政高等裁判所および行政最高裁判所は, 地方自治体の決定の法適合性に関する問題については破棄裁判所である。appellationsdomstol,

revisionsdomstol 参照。

kataster 公図付き不動産登記簿。通例、全部の不動産の地図が付いた不動産登記簿のことをいう。

kausal utfästelse 原因約束。例えば skuldebrev (債務証書)* は債務者の支払義務の原因を与える (抽象的な約束は原因を与えない)。同様に **kausalavtal** (原因契約) という語も用いられる。

kausalitet 因果関係。orsakssammenhang ともいう。

kausalitetregeln 因果関係ルール。保険法上の原則で、保険契約者の不当な行為例えば告知義務違反の場合、保険業者はその行為が保険事故の発生または損害の範囲に意味がない程度でのみ責任を負うというもの。

kautel 法的監督措置。例えば、後見人による被後見人の財産の管理の監督に関する法規定。

kaution 保証。あまり使用されない言葉。borgen に同じ。

kedja チェーンストア、連鎖店。商業店舗のグループ化。例えば ICA (有名な全国的スーパーチェーン)。スウェーデンでは競争を制限する共同事業の禁止に対する特別の例外的地位を享受する。

klagande 上訴人。

klander (遺言等の) 取消し・変更の申立て。

klanderbarhet 取消可能性。一般に **angriplighet** に同じ。

klyvning 共有地の分割等。fastighetsbildning もみよ。

kodicill 遺言書の追加条項。相続法 10 章 6 条が定める。

kodifikation ① 体系的法典化。② 不文法の成文法化。

kollation 遺産分割における生前贈与の参酌。idealkollation, realkollation もみよ。

kollegial beslutform 合議制、合議的決定形態。裁判所およびこれに類似する機能を有する公的機関が評決によって判断を行うこと。

kollegial domstol 合議体裁判所。ensamdomstol 参照。

kollektiv beslutform 集団的決定形態。政治的集会、地方自治体の公的機関の集合的決定および多数の国家的機関が採用する。その特色は、評

決にあたって二つの対立する提案が存すること、構成員は評決が myndighetsutövning (職権の行使)* に関しない限り関与することを要しない点にある。

kollektivavtal 労働協約。使用者または使用者の組織と労働者の組織との間の、労働者の雇用条件等に関する書面による契約。「労働生活における共同決定に関する法律 (1976:580)」23条以下に定められている。

kollektivdelikt 包括一罪。

kollektivmärke 集合商標。事業者の連合体が構成員の商品または役務について用いるために取得しうる商標の形態。公的機関等も取得しうる。「集合商標法 (1960:645)」がある。

kollektivpass 集合旅券。特別旅券の一種で、最低10名以上の者が特別に組織された外国旅行を行う場合などにグループに発給される旅券。「旅券令 (1979:664)」6条以下が規定する。

kollektivprokura 共同支配人権。prokura もみよ。

kollisionsnorm (国際私法の) 抵触規定, 衝突規則。

kollusion ① (広義の) 証拠隠滅, ② 害意による法律行為。① 被告 (人) 等が証拠を隠匿し, 証人をして自分に有利な証言をさせるなどして事件の審理に悪影響を与えること。③ 法律行為が害意をもってなされること。

kollusionsfara 証拠隠滅のおそれ。勾留の事由の一つ (訴訟手続法 24 章 1 条)。häktning 参照。

kombination 結合合併, 新設合併。新たな会社の設立による会社の合併。

kombinatinspatent [combination patent] 結合特許。

kommanditbolag 合資会社。若干の社員が有限責任を有する商事会社。「合名会社および単純会社に関する法律 (1980:1102)」3章が定める。

kommanditdelägare (kommanditist) 有限責任社員。komplementär 参照。

kommensurabel 同一の単位で計測できる同種類の (債権)。komputabel もみよ。

kommission 取次。広義では委託に基づき他人の計算において自己の名で

契約その他の法律行為を行う全ての場合を包含する。「取次に関する法律（1914:45）」は物品、有価証券またはその他の不動産以外の財産の売買に関する取次についてのみ定める。取次の委託者は *kommittent*、受託者＝取次人は *kommissionär* とよばれる。*handelsagnet*, *handelskommission* 参照。〔*kommissionär* は英語の *commission merchant* に相当しよう。*commission broker* とは異なる。〕

Kommissionen (*Europeiska kommissionen*) 欧州委員会, コミッション。EU 分野において立法・政策の提案, 政策執行その他広範な任務・権限を有する EU の機関。

kommissionärsbolag 取次会社。自己の名で他の会社, 通常は親会社の計算で事業活動を行う会社。

kommissivdelikt 作為犯。

kommun (第一次) 地方自治体。*primärkommun*, *sekundarkommun* もみよ。〔わが国の市町村に類するが, 規模的にはほぼ市に相当するといつてよい。〕

kommunal vetorätt 地方自治体の拒否権。当該関係地方自治体が反対意見を述べた場合には国家機関による許可が与えられないという特別の法的効果。

kommunalbesvär 地方自治体抗告。地方自治体の機関の決定が地方自治関係法規に違反することを理由とする行政高等裁判所に対する抗告。現在では廃止され, *laglightetsprövning* (合法性審査)* がこれに代わっている。〔ハンス・ラーグネマルム, 拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』123 頁以下参照。〕

kommunalförbund 地方自治体連合。複数の地方自治体がその行政事務を共同して処理するための連合。

kommunalförvaltning 地方自治体行政。狭義では地方自治体の行政機関の職務活動を意味するが, 広義では選挙による代表のそれを含む。すなわち, *kommunala självstyrelsen* (地方自治) を表現する。

kommunfullmäktige [local (government) council] 地方自治体参事会,

議会。〔地方自治体における主要な行政職はほとんどここで選出されるので、わが国の議会とはかなり異なる。また、厳密な意味でわが国の市町村長に相当する職もスウェーデンには存在しない。参事会という訳語はこのような点を考慮したものである。〕

kommunikabel egendom 婚姻における共有財産。

kommunikation 書面による対論手続，コミュニケーション。訴訟手続，行政手続等において書面による意見の表明とくに相手方のそれを与えられること。

kommunikationsprincipen 書面による対論手続の原則，コミュニケーション原則。公的機関はその職権の行使において，当該処分により不利益を受ける者が事案について意見を述べる機会を与えられることなしに決定してはならないという法原則。〔ハンス・ラーグネマルム，拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』78頁以下参照。〕

kommunikationsresolution コミュニケーション決定。ある案件における書面に対する意見を述べるよう当事者に求める決定。

komparativ rätt 比較法。

kompensabel 相殺適状にある。

komplementär 合資会社の無限責任社員。kommanditbolag 参照。

komputabel 同種の。二つの債権が同種，例えば金銭債権であるとき，したがって原則として相互に相殺可能であるときにこの語が用いられる。
kommensurabel もみよ。

koncentrationprincipen (本口頭弁論) 集中主義。スウェーデンにおける訴訟手続の主要原則の一つ。omedelbarhetsprincipen, muntlighetsprincipen 参照。

koncern [group of companies] コンツェルン。親会社と子会社(および場合によっては孫会社等)が一緒になりこれを形成する。moderbolag 参照。

koncernbidrag コンツェルン寄与。同一コンツェルン内部における会社間の利益の移動。

koncession 許可(特許)。ある事業活動に対し公的機関が与える許可(例

えば鉱業権の許可)。

konfirmation 確証, 認証。例えば, 契約に対する公的機関による確証, 認証。

konfiskation 没収。附加刑である。刑法 36 章が定める förverkande* のこと。

konfiskering (出版訴訟の) 没収。頒布されるべき出版物の全てを破壊し, かつ印刷のための資料を使用できなくすることを意味する出版訴訟の刑事制裁。「出版の自由に関する法律」7 章 7 条がその内容を定める。

konformitetsprincipen (刑法の) 遵法可能性原則, 期待可能性原則。法律を遵守することが不可能だった者を処罰するのは正義に反するという倫理的かつ法政策的原則。法律の遵守が可能であるとは, 法律を遵守する能力および機会を有すること, またはその行為の際に上記の能力および機会を有しているべきことを意味する。

konforma mål 一致事件。第一審と第二審との結論(主文)が一致する事件。difformma mål 参照。

konfusion 混同。同一人が同一の法律関係において債権者かつ債務者になること。

konkludent 黙示の(法律行為)。積極的な行為と消極的な行為とがある。前者の例としてはバスに乗車することが挙げられる。

konkreta fara (刑法の) 具体的危険。

konkret normkontroll 具体的規範統制。個別的事案の判断に直接に関連して法令の基本法適合性を審査すること。abstrakt normkontroll 参照。

konkurrensbegränsning 違法な競争制限。公正な競争および消費者を害する違法な市場行動。「競争法(1993:20)」がある。

konkurrensförbud (konkurrensklausul) 競争禁止条項。例えば, 退職した技術者が競争的企業を始めること, またはそのような企業に就職することを禁止する契約条項。契約法 38 条により不合理とみられるものは拘束力がない。

konkurrensskadeavgift 競争侵害手数料。EU 委員会が競争法違反に対し

て科する罰金に相当するスウェーデンの制裁。「競争法 (1993 : 20)」26 条以下が定める。

konkurrerande fora 競合管轄。この場合の管轄の選択権は通常原告にある。

konkurs 破産。

konkursanledning (konkursgrund) 破産原因。

konkursbo (konkursmassa) 破産財団。

konkursbouppteckning 破産財団の財産目録。

konkursdividend 破産の配当。

konkursdomstol 破産裁判所。

konkursfordran 破産債権。massafordran 参照。

konkursförvaltare 破産管財人。破産裁判所が一般には弁護士から選任する。その職務すなわち破産財団の管理は kronofogdemyndighet (執行官局)*の監督に服する。

konkurskarantän (破産による) 事業禁止。näringsförbud もみよ。

konkurskostnader 破産 (手続の) 費用。

konnex 関連する債権, 申立て。同一の法律関係ないし同一もしくは少なくとも基本的に同一の原因に基づく債権または訴訟手続等における申立て。

konossement 船荷証券。

konselj 国家元首 (国王) を議長とする閣議。通常の閣議は regerings-sammanträde* といい、首相が議長である。

konsensualavtal 諾成契約。formalavtal 参照。

konsignation 一種の取次。しばしば komission (取次)* の同意語として用いられる。通常は konsignant (委託者) が受託物の売却までその所有権を保持するが, konsignat (受託者) が当初から独立の買主になる場合のみをいう用法もある。

konsortialavtal (konsortieavtal) 共同企業体内契約。konsortium (共同企業体)* 内において行うビジネス取引に関する契約, 例えば株主間の株主総会における投票の仕方に関する契約。

konsortium 共同企業体，共同事業体。それ自体は通常 enkelt bolag（単純会社，組合）*である。

konstitution 憲法。スウェーデンでは四つの基本法，すなわち統治組織法，王位継承法，出版の自由に関する法律，表現の自由に関する基本法のこと。

konstitutiv dom 形成判決。

konstnärligt verk 芸術的著作物。原則として litterärt verk（文芸・学術的著作物）*以外の全ての著作物をいう。

konsultativ 諮問的。例えば国民投票。

konsultativt statsråd 無任所大臣。departement（省）の長でない大臣の旧称。

konsument 消費者。私的使用のために事業者からその営業分野の商品または役務を購入する自然人。消費者の定義は国際的に統一されていないが，スウェーデン法内部でも実定法上の定義は必ずしも一義的でない。

konsumentforum 消費者管轄。消費者と事業者との間の少額訴訟に関する消費者が住所を有する地の裁判所の管轄。

konsumentkreditlagen 「消費者信用法（1992：830）」。

konsumentköplagen 「消費者売買法（1990：932）」。

konsumentombudsmannen (KO) 消費者オンブズマン。消費者関係における市場行動および契約条項について消費者保護関係法規の遵守を監視する職務を有し，一種の検察官としても機能する。konsumentverket（消費者庁）*の長官でもある。「市場裁判所等に関する法律（1970：417）」11条等が定める。

konsumenträtt（法分野としての）消費者法。

konsumentverket (Swedish Consumer Agency) 消費者庁。

kontant betalning ①即時払。②現金払。①売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うこと（kontantköp（即時売買））。②硬貨または紙幣で支払うこと。bokbetalning 参照。

kontantinsats 割賦払の頭金。

kontantpris 即時払の価額。

kontraborgen 求償保証。underborgen に同じ。överborgen 参照。

kontradiktoriska principen 双方審問主義，対論主義。訴訟法上の大原則。

kontrahera 契約を締結すること。契約を締結する当事者は kontrahent。

kontrakt (書面による) 契約。通常は書面による契約をいう。[英語の contract を連想させるが，これによりの確に相当するのは avtal (契約)* である。もっとも，kontraktsbrott* と avtalsbrott は同じ意味。次項をみよ。]

kontraktsbrott 契約違反，債務不履行。

kontraktsintresse 契約利益。契約違反の際に賠償されるべき利益の呼称。negativt kontraktsintresse (消極的契約利益)* と positivt kontraktsintresse (積極的契約利益)* がある。前者は契約の履行を信頼した利益であり，原則として契約締結前の状況を回復すること，後者は契約が履行された状況に置かれることである。

kontraktsprincipen 合意(承諾)原則。契約当事者双方は同時に拘束されるようになる，すなわち申込みはその相手方がこれを承諾する前は拘束力がないとする原則。löfteprincipen 参照。

kontraktsvård 合意保護。skyddstillsyn (保護観督)* の特別の形態。被告人が彼(女)のために特別に作成されたプランによる適切な処遇に服する意思があることを表明したことを条件とし，習慣性の飲料，薬物の使用が犯罪の主要な原因を成している場合に行われる(刑法 28 章 6 条 a, 30 章 9 条 2 項 3 号)。

kontrollavgift (不法駐車) 管理手数料。駐車場および駐車禁止場所における違反車両に対してその場所の所有者が徴収できる法定基準内の手数料。「不法駐車の際の管理手数料に関する法律(1984:318)」がある。「違法駐車手数料に関する法律(1976:226)」による felparkeringsavgift (違法駐車手数料)とは異なることに注意。[後者はわが国の反則金に相当する。]

kontrollmärke 管理標識。例えば，車両については自動車責任保険，登

録手数料が支払済みであることなどを前提として vägverket (道路庁) から発行される。車両所有者はこれを車両後部のナンバープレートに附着させておかなければならず、違反すると罰金を科せられる。「道路交通登録簿に関する政令 (2001:650)」9 章 (罰則は 17 章 2 条) が定める。

konungen 国王。1974 年の統治組織法によれば「個人としての国王」のこと。satatchefen 参照。

konungens befattningshavare (KB) 国王の代官 (現在の県中央行政庁)。現在でも古い法令にはこの表現が残っているが、その場合には länsstyrelse (県中央行政庁)* を意味する。〔länsstyrelse の訳語の困難さを示す一例である。〕

konvalecens (無効行為の) 追完。

konvention 条約。fördrag, traktat, mellanstatligt avtal も同意語。

konventionalstraff 違約罰。avtalsvite* もみよ。

konventionell 約定の。その反対は legal (法定の)*。

konverterat gärningsmannaskap 犯罪行為者の転換。他の者がした犯罪行為について行為者とみられるという関係。例えば、簿記係に虚偽内容の帳簿作成を命じた商人は記帳犯罪の行為者として処罰される。

konvertibelt skuldebrev 転換債務証書, 転換社債。「株式会社法 (1975:1385)」5 章が規定する。

konvoluttestamente 秘密証書遺言。〔konvolut は封筒の意で、直訳すれば封筒 (に入れた) 遺言。〕

koppleri 売買春援助・利用罪 (刑法 6 章 8, 9 条)。賃貸家屋が売買春活動に利用されているのを知りながら、賃貸借契約を解除しないこともこの罪に該当する。

kopplingsförbehåll 連結所有権留保。売買の目的物に関する所有権留保の効力が、代金債権以外の債権 (例えば目的物の修理代金) にも及ぶとする契約条項。この条項は制限的効力しか有しない。

corporation (公的性格の) 私法的団体。共同の事項を処理するために結成された私的な個人または法人の結合体で、その定款 (根本規則) に

ついて国の承認を得ているもの。例えば商業会議所。

korsförhör (証拠調べにおける) 交互尋問。motförhör もみよ。

korsning av check 小切手の線引。checkkorsning もみよ。

korthandstradition 簡易の引渡し。traditio brevi manu もみよ。

kraftlösförklaring (av fullmakt) 代理委任状の無効宣言。代理委任状を紛失した場合または遅滞なくこれを回復することができない場合、地方裁判所に申請してその無効宣言を得る(「財産法の分野における契約およびその他の法律行為に関する法律(1915:218)」17条)。

kreditbedrägeri 信用詐欺。自己の信用状態について不正な情報を提供することによる詐欺。詐欺罪または詐欺的行為の罪として処罰される。

kreditförsäkring 信用保険。

kreditköp 信用売買。prenumerationsköp, kontant betalning 参照。

kreditocker 金銭貸借における暴利行為。「暴利行為罪」(刑法9章5条)として処罰される。ocker, sakoker 参照。

kreditor 債権者。borgenär* のこと。

krigsdomare 軍事裁判官。軍法会議における法律家の裁判長。

krigsskådeplats 戦域。

kriminalisera 立法によってある行為を犯罪化(可罰的に)すること。
avkriminalisera 参照。

kriminarist 刑事学者, 犯罪学者。kriminolog もみよ。

kriminalprocess 刑事訴訟手続。brottmål (刑事訴訟)* の手続。

kriminalregister 犯歴簿。allmänt kriminalregister* もみよ。

kriminalteknik 犯罪捜査技術。犯罪活動の痕跡を発見・保全し, 調査する措置。

kriminolog (kriminalist) 刑事学者, 犯罪学者。犯罪の原因および防止について学問的に研究する人。

kriminologi 刑事学, 犯罪学。社会現象としての犯罪に関する学問。

kringgående av lag 脱法(行為)。evasion もみよ。

kronjurist 政府法律顧問。一国における政府に法的情報を与えまたは国

の権利を保護する職務を有する法律家の高官の称号。スウェーデンでは justitiekanslern (法務監察長官)* が政府法律顧問として機能するといわれる。

kronan [the Crown, the State (Government)] 国, 政府。往々, 国または政府を表現するために用いられる。

kronoassistent 執行補佐官。kronofogdemyndighet (執行官局)* における kronofogde (執行官)* を補佐する職員。[両者の関係は, わが国の裁判官と書記官, 検察官と検察事務官とのそれに相当すると考えればよい。最近では就職難のため法律家資格を有する補佐官も存在するという。]

kronofogde [execution officer] 執行官。裁判官, 検察官と同様に司法実務修習を終了している法曹職の一つ。

kronofogdemyndighet [enforcement services] 執行官局。租税等の公債権および私債権両者の執行を所管する公的機関で, 組織的には skatteverket (国税庁) に属する。破産財団の管理に対する監督も行う。riksskatteverket 参照。

kroppsbesiktning 身体検査。犯罪捜査の一つで, 血痕, 精液の痕跡等を調べること (訴訟手続法 28 章 12 条等)。

kroppsvsitation 着衣の搜索。犯罪捜査の一つで, 着衣その他身に付けている物を調べること (訴訟手続法 28 章 11 条等)。

kulans 義務なき保険金支払。保険業者が法的な支払義務なしに保険金の全部または一部を支払うこと。

kulturresevat 文化保全留保地。文化的風景を保全するために保護される土地の区域または水域 (環境法 7 章 9 条)。

kumulation ① 統合 (的な科刑), ② (訴えの) 併合。förening ②, ③ に同じ。

kumulationsprincipen 併科主義。統合的科刑のための原則の一つ。

absorptionprincipen 参照。

Kungl. Maj:t (K.M:t) 統治権者としての国王, 政府。統治権を表す古い用語法。1809 年の統治組織法は Konungen i statsrådet (内閣における

国王) と表現する。

kungörelse 内閣令。1973年までの政府が発布した法令の名称。現在の **förordning** (政令)* のこと。

kungörelsedelgivning 公示送達。名宛人に通常の送達ができない場合に行われる。

kungörelselagfart 公示による不動産所有権取得登記。現在の **lagfarts-sammanträde** (所有権取得登記集会)* の前身。前主の所有権取得原因を証明できない場合、特別の公示手続を行い、最後の公示から3年を経過した後に所有権取得登記が認められた。

kurator (curator) 財産管理人。民事法的意味としては **godman*** に同じ。

kurialstil 官庁用語 (体)。古風な法律文の文体。論理的に整序された一連の長文であることを特色とする。

kurtage 仲立人の報酬。**courtage*** に同じ。

kutym 慣習。法的な用法では、任意法規の適用を排除するような商慣習その他の慣習を意味する。

kvacksalveri 偽医者 of 医療。医学教育を欠く者による医療行為の旧称。

kvalificerad hemligstämpling 特別秘密印 (を押すこと)。文書を保管するもの以外の公的機関がその公開の申請について判断する旨の記載を包含する場合をいう。

kvalificerad majoritet 特別多数決。肯定的票 (表) 決をする場合、単純多数決よりも多数が要求されること。

kvalificerat godtrosförvärv 特別善意取得。往々正当な所有者のための **lösningsrätt** (回復請求権)* なしの善意取得の呼称として用いられる。

kvalifikation 法律関係の性質決定。法的紛争の解決のために適用すべき法規の選択 (例えば委任または売買に関するそれ) に導く紛争の性質の判断。したがって、上述の例では委任、売買に関する法規の解釈を意味するといわれる。さらに法律関係の性質決定は国際私法において重要な問題となる。

kvarlevande stridrätt 争議行為の留保。労働協約において当事者が交渉

を求めた賃金および一般的な雇用条件等の問題が明示的に規整されていない場合、その問題は平和義務に包含されないもの、すなわちその問題について当事者には争議行為が留保されているものとみられる（「労働生活における共同決定に関する法律（1976：580）」44条等）。

kvalätenskap 遺産。

kvarstad 仮差押え。民事・刑事両訴訟手続に存在する。刑事の仮差押えについては、訴訟手続法26章が定める。〔拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」26章（60頁以下）の訳注*参照。〕

kvasikontrakt (quasikontrakt) 準契約。二当事者間の法律関係は契約によって定められていないが、あたかも契約が存在するかのよう扱われるもの。

kvittning 相殺。

kvälja dom 宣告された判決を侮辱する。domkval もみよ。

kyrklig vigsel 教会婚の挙式。スウェーデン国教会またはその権限を有する信仰団体の内部で行われる婚姻の挙式。borgerlig vigsel 参照。

källskatt 源泉税。A-skatt もみよ。

källande 原告。

kämnärsrätt 都市下級裁判所。中世以降1849年まで存在した都市部における最下級の裁判所。

käromål 原告の請求。原告の yrkande（訴えの申立て）*とその原因を含む。

köp bryter legostämman 売買は用益権を破る。所有物の売買によってその物の用益権契約は終了するという原則の表現（1734年法から採られたもの）。現在ではこの原則に対する多くの例外が不動産について設けられている。例えば土地賃貸借の賃借人が占有をしている場合など。

köparrätt（割賦販売の）買主権。割賦販売の買主が割賦代金の支払に基づき、その目的物に対して完済までの間有する権利。

köpebrev 不動産売買証書、登記原因証書。売買契約の成立後に作成される、通例不動産が譲渡されたことおよび代金が完済されたことの簡潔な表示を包含する文書。古くから不動産売買の当事者は、köpekontrakt

(不動産売買契約書)*とこの不動産売買証書の二つの書面を作成するのが慣例になっていた。両者には同様の法的要件が課されている。

köpekontrakt 不動産売買契約書。不動産売買に関する契約書。売主、買主双方による署名に加えて、売主のいわゆる譲渡宣言と代金額の表示を要する。〔不動産売買契約は要式契約である。〕

köplagen 売買法。現行法は「売買法 (1990:931)」。従前のものは1905年の「動産に関する売買および交換に関する法律」。

köpeskilling 売買代金。より現代的な表現は köpesumma。

köprätt (法分野としての) 売買法。

L の部

lag 法律。国会制定法のこと。

lag och laga stadgar 法律および法規則、法令。現行の全法令に同じ。

laga fång 所有権取得原因。様々な所有権取得原因：売買、交換、贈与、相続、遺言、婚姻権、時効取得、無主物先占等の総称。1734年法の「土地法」1章1条で用いられた表現。

laga förfall (裁判所への) 不出頭等の正当な理由。一般には交通機関の途絶、病気その他の予見できなかった、またはそうでなくとも裁判所が正当と認める事情。

laga kraft 形式的確定力。裁判または公的機関の決定が、不服申立期間の徒過等により通常の不不服申立手続により不服申立てができない効力を有すること。rättskraft 参照。

laga skifte 不動産分割・再配分 (旧称)。現在の klyvning (共有持分の分割等)* および fastighetsreglering (不動産規制措置)* に相当する。1827年に土地所有の細分化を防止するための storskifte および enskifte とよばれる制度に代えて導入された。

laga stadgar (全) 法規則。lag och laga stadgar もみよ。

lagaanalogi 類推法規解釈。明示的な法規からの類推解釈。rättsanalogi 参照。

lagbundenhetess princip 法規拘束性原則。legalitetsprincipen (合法性原則) の別名。

lagfaren 法学専門教育を受けた。裁判官職に就くための資格要件。大学法学部を卒業したことを意味する。

lagfart 不動産所有権取得登記 (をすること)。この語は 18 世紀中葉まで存在した不動産譲渡手続における裁判所の譲渡確認宣言に由来する。

lagfartbevis 不動産所有権取得登記済証書。

lagfartsammanträde 不動産所有権取得登記審査期日。登記不動産の所有権について調査を行う期日。登記原因証書を有しないかまたはそれに瑕疵がある者の申請により開かれる。土地法 20 章 10 - 13 条が定める。

lagfartsstämpel 不動産所有権等取得税。不動産所有権または tomträtt (無期限不動産用益権)* の取得の際に課税される。

lagkonkurrens 法条競合。brottskonkurrens もみよ。

laglighetsprövning 合法性審査。地方自治体関係法規による決定について不服申立てにより行われる裁判所の審査。この不服申立ての権利は当該自治体の住民に与えられる。従前の名称は kommunalbesvär (地方自治体抗告)。

lagligt betalningsmedel 法的支払手段。債権者が支払を受容する義務のある支払手段すなわちスウェーデン貨幣および紙幣。

laglott 遺留分。arvslott (相続分) の半分である。

lagman ① 地方裁判所所または行政地方裁判所の所長判事, ② 古法時代における裁判集会の主宰者, のちに lagmansrätt (ラーグマン裁判所)* の首席裁判官。現在では裁判官の官職名である。hovrättslagman (高等裁判所部長判事), kammarättslagman (行政高等裁判所部長判事) もある。[伝統的に名誉ある称号ゆえ裁判官職に好んで用いられるのであろう。ラーグマンは直訳すれば「法の人」。]

lagmansrätt ラーグマン裁判所。14 世紀から 1849 年まで存在した裁判所で, häradsrätt (地区裁判所)* と高等裁判所との中間審。

lagmotiv 立法理由書。motiv もみよ。

lagprövningsrätt 法令審査権。konkret normkontroll 参照。

lagrum 法文 (のある箇所)。

lagrådet [Council on Legislation] 立法顧問院。重要な法律案について意見を表明する機関。最高裁判所判事および行政最高裁判所判事によって構成される。

lagstadgad frist 法定期間。期間の算定については「法定期間の算定に関する法律 (1930 : 173)」がある。

lagstiftning 立法 (府)。

lagsökning 特別支払命令手続。書面による債権証拠が存する場合に用いられた支払命令手続。1992年にそれまでの betalningsföreläggande (支払命令手続)* と lagsökning との管轄が地方裁判所から執行官局に移され、両者が一本化されたため、lagsökning という概念は消滅した。現行法は「支払命令および簡易訴訟に関する法律 (1990 : 746)」で、1992年1月1日から施行された。

lagtolkning 法 (規) 解釈。法文の解釈だけでなく、広義ではその他の法解釈も含む。

lagutskott (LU) 国会立法委員会。主として民事法に関する立法案件について準備・審議する国会の委員会。justitiekommitté 参照。

landskapslagar 中世地方固有法。1200年初めから記録され、1300年前半までスウェーデン各地で適用された法規の総称。一般に götalagar (イヨタ法) と svealagar (スヴェア法) とに分類される。北欧の古い時代の法観念を反映している。

landslag 中世共通法。1350年頃から1736年までスウェーデンの地方部で適用された共通法である国法の総称。スウェーデン最初の統一的法典である1734年法は landslag と都市部で行われた stadslagen (都市法) とを集大成したものである。[1734年法の構成は現在も基本的に維持されている。冒頭の記述を参照。]

landssed 国土の慣習。裁判所に採用されることを通じて慣習法となりうる一般的な慣習。

landsting 県参事会自治体。その地域的範囲が原則として län (県) と同一の第二次的地方自治体 (複数の kommun (第一次地方自治体)* を包含する)。

landstingsfullmäktige [county council] 県参事会。kommunfullmäktige 参照。

leasing リース。これに関する特段の制定法規は存在しないが、ビジネスの世界で利用されており、リース貸主の権利に関する最高裁判決も出ている。

ledningsrätt 導管敷設のための隣地使用権。電線・電話線や上下水道を敷設するために隣地を使用する権利。lantmäterimyndighet (国土地理局) が案件を扱う。その決定、措置に対する不服申立ては不動産裁判所になされる。「導管敷設のための隣地使用権に関する法律 (1973 : 1144)」がある。

lega (legoavtal, saklega) 動産賃貸借の古称。現在の hyra av lössak (動産賃貸借) のことであるが、かつては労働契約の意味でも用いられた。

lega acceptfrist 法的承諾期間。それに関する特段の定めがない場合に申込みをした者がこれに拘束される期間のこと。申込みを受けた者が承諾の有無を考慮するのに相当な期間を含む (「契約法 (1915 : 218)」3 条)。

legal (合) 法的。konventionell 参照。

legal bevisteori 法定証拠主義。証拠能力と証拠の証明力 (証拠価値) とが法定される原則。fri bevisprövning 参照。

legal förmyndare 法定後見人。

legal panträtt 法定質権。例えば sjöpanträtt (海事質権)* 「海法 (1994 : 1009)」3 章 36 条以下に規定がある。

legaldefinition 法定概念。法文における概念 (用語) の定義。

legalisering 不動産分割承認。同意による私的な不動産分割は現在では禁じられており無効であるが、かつて行われたそれを法的な不動産分割として承認する法定の手続をいう。「所有権調査および不動産分割承認に関する法律 (1971 : 1037)」17 条以下が定める。〔法的に特殊な意味を

有するので、英語の語義の連想から即断しないよう留意。]

legaliter 法的に、法律によれば。

legalitetsprincipen 合法性原則。多様な意義と用法がある。行政法では法治行政の原則等、刑法では罪刑法定主義、訴訟法では検察官は犯罪が存在するとき公訴提起の義務を有するなどの意味で使われる。

opportnitetprincipen 参照。なお、**legalitetsprincipen** は EU 法の関連でも用いられる。

legalization 正当性証明。公的機関がある文書の正当性を証明すること。

legat 遺贈の目的 (物)。

legatarie (個別財産の) 受遺者。包括受遺者と異なり、遺産共有者ではない。

legitimation 資格 (証明)。ある者が弁済の正当な受領者とみられるとき、**passiv legitimation** (受動的資格) 有するという。さらに彼がその権利に関する証拠を提示するとき、**aktiv legitimation** (積極的資格) があるといわれる。

legitimationpaper 資格証券、免責証券。

legotillverkning 加工契約。注文者の財産に加工を行う点で、**underleverantörsavtal** (製作物供給契約) と異なる。**specifikation** 参照。

lekmannadomare 素人裁判官。その典型例は **nämndemän** (参審員)*。

letter of comfort 間接的保証の表明状。親会社から子会社の信用供与者に対して発する、親会社は子会社の債務の弁済に必要な資金の供給について配慮する意図を有する旨の表明状。これによって保証責任を引き受けることの回避を求める。同様の表現として **letter of support**, **letter of responsibility**, **letter of awareness** がある。

letter of intent (**avsiktförklaringar**) 意図表明状、契約予備書面。契約が不成立に終わった場合におけるその法的効果について、スウェーデン法では明確な答えを与えることができない状況にある。

leveransavtal 数量売買契約。1905年の売買法が用いた概念であるが、現

行の「売買法（1990：931）」では概念自体としては消滅した。反対は *specialköp*（特定物売買）*。

lex 法（律）。

lex aquilia アクイーリウス法。過失原則に基づいたローマ法の法律。

lex cassatoria 期限の利益喪失条項。

lex causae 準拠法。

lex commissoria 担保喪失条項，流質約款。債務不履行の場合，担保権者は精算を要することなく担保物全部を取得する旨の契約条項。「契約法（1915：218）」によれば無効である。同法の正式名称については *avtalslagen* をみよ。

lex concursus 破産宣告を受けた土地の法律。

lex domicilii 住所地の法律。

lex ferenda 制定されるべき法律，立法論。*lex lata* 参照。

lex fori 法廷地の法律。

lex imperfecta 不完全な法律。その違反がなんらの法的サンクションを伴わない法律規定。

lex in casu 事例法。個別的な事案のために制定された法律。

lex lata 現行法。*lex ferenda* 参照。

lex loci 場所（その土地）の法律。

lex loci contractus 契約成立地の法律。

lex loci creditoris 債権者の住所地の法律。

lex loci delicti 犯罪または不法行為の作為または不作為が行われた土地の法律。

lex loci solutionis 義務履行地の法律。

lex mercatoria 国際商事法（一部は不文法を含む）。

lex non scripta 不文法，慣習法。

lex patriae 国籍を有する土地の法律，本国法。

lex posterior derogat priori 後法は前法を廃するという原則。〔英米法でも同様のラテン語が用いられている。英語では *A prior statute shall give*

place to a later.]

lex rei citae 物所在地の法律。

lex specialis legi generali derogat 特別法は一般法に勝るという原則。

lex veneris 性病予防法。1918年に成立したスウェーデン最初の性病予防措置に関する法律。これに相当する現行法は「伝染病予防法（2004：168）」。

libel 控訴状の旧称。

licens (特別の) 許可。例えば禁制品の輸入の許可。特許の実施権の許諾などは私人による **licens** である。tvångslicens 参照。

licitation 入札の誘引。通常、請負契約の入札の誘引のこと。

likabehandling 同等取扱い。ekvivalensprincipen もみよ。

likhetsprincipen 平等原則。公的機関はその職務の行使にあたって「万人の法の前での平等」（統治組織法1章9条）を遵守しなければならないという公法上の原則。

likvid 支払能力がある。

likvidation 清算。通常法人の消滅に先行することを要する整理の手続。

likvidationsackord 精算和議。債務者の財産を全債権者に分配する和議。未配当の一般債権が放棄される場合と存続する場合とがある。

liköppning 死体解剖。obduktion もみよ。

lis (属格 *litis*) 訴訟 (の)。

lis pendens 係属中の訴訟。

lite pendente (*pendente lite*) 訴訟の係属中に。

litis consortium 共同訴訟。

litis denuntiation (*litis denuntiatio*) 第三者に対する訴訟告知。

litispensens 訴訟係属 (関係)。訴訟障害を成す。

liten huvudförhandling (*förenklad huvudförhandling*) 小 (簡易) 本口頭弁論。準備手続に引き続き直ちに、または同一の裁判官が審理するときはその後15日以内に行われる民事訴訟の本口頭弁論をいう。

liten sinnesundersökning 小精神鑑定。särskild personutredning もみよ。

litterärt verk 文芸・学術的作物。verk もみよ。

livförsäkring 生命保険。

livränta 年金保険。生命保険の一形態で、毎年または毎月保険給付がなされる。

livstidsstraff 終身刑，無期拘禁。ただし，通例 8-12 年の服役後恩赦によって仮釈放がなされる。

locator (lokatur) 用益権設定者。

lockout ロックアウト。

locus regit actum 法律行為の効力は行為地法による。国際私法上の用語。

locus standi (国際紛争における) 当事者としての出頭権，当事者適格。国際公法で用いられる。

lokal ordningsstadga 地方秩序条例。地方自治体参事会が議決・採用した国の一般秩序法規を補完する条例。根拠法規は「秩序維持法(1993:1617)」3章8条以下。

lokution 法文，判決等における表現 (の仕方)。

lucrum cessans 得べかりし利益，逸失利益。damuum emergens 参照。

luftterritorium 領空。領空の外部は rymden (宇宙空間)*。

lyckta dörrar 閉じられた扉 (の中で)。訴訟手続が非公開で行われること。

lysning 婚姻予告。かつて存在した婚姻の要件を具備したうえで行われる法定の婚約予告方式。聖職者から婚姻予告書が発行され，この書面が教会において告示された。lysning は 1969 年まで残っていたが，現在では任意的である。現在の hindersprövinig (婚姻障害の審査)* はある程度これに相当するといえよう。

lyte och men (lyte och annat stadigvarande men) (永続的な) 肉体的苦痛・不快。金銭に直接的には評価することが困難な継続的に存在する肉体的な苦痛およびその他の不快等で，被害者に損害賠償の権利を与える。sveda och värk 参照。

lån (saklån) 動産の使用貸借。lega. penninglån 参照。

lång vadeinlaga 書面審理による事件の判断を求める控訴の申立 (状) の

呼称。

lägenhetsarrende 農業等以外の目的の不動産賃貸借。農地賃貸借でなく、かつ住居賃貸借や営業目的の不動産賃貸借とみられない不動産賃貸借をいう。この類型の賃貸借は比較的まれであって契約自由の原則が支配する。

lägersmål 婚姻外の性的交渉の旧称。

lägsta budet 最低売却価額。

län 県。行政上の区域。全国が21に分かれる (かつては24)。

länsrätt 行政地方裁判所。原則として各県に一つ存在する。〔地方裁判所と数が異なる。〕

länsrättsnotarie 行政地方裁判所の司法実務修習生。たんに länsnotarie ともいう。tingsrätt (地方裁判所)* における tingsnotarie* に対応する。

länsstyrelse 県中央行政庁。landshövding (県知事) を長とする県内における国の行政の総合的執行機関。〔県内の行政事務は県参事会によっても行われるので、日本の県と同様に理解してはならない。ちなみに、県知事は引退した政府高官や政治家などが任命されるのが通例で、名誉職的なポストといえる。中央行政庁については、拙著『スウェーデンの司法』6頁以下参照。〕

löfte 約束 (の表示)。他人に対して義務を負う法律行為。契約の申込みはその典型例。申込みの拘束力については kontraktsprincipen (合意 (承諾) 原則)* と löfteprincipen (約束原則)* の対立がある。前者は申込み自体の拘束力を否定し (例えば英国)、後者はこれを認めるが、スウェーデン法は後者の立場に立つ。

löftesed 約束宣誓。真実を供述することを保証する宣誓。promisorisk ed もみよ。

löftesman 保証人。borgensman* に同じ。

löneskydd 賃金保護。労働者の賃金債権に対する各種の法的保護、例えば強制執行の制限、使用者が破産した場合における優先弁済権および国による保障、使用者からの相殺の制限などを意味する。国による保

障の最高額は現在一人につき 10 万クローネ。「賃金保障法 (1992 : 497)」がある。

lönexekution 賃金債権に対する強制執行。införsel, utmätning av lön もみよ。

lönskaläge 未婚の男女間の性交渉の法的旧称。

löpande skuldebrev 流通的債務証券, 約束手形。skuldebrev もみよ。

lös egendom 不動産以外の全ての財産。不動産に対する用益権, 担保権等の制限物権も含む。ただし, sevitut (地役権)* は例外で, 不動産の一種の tillbehör (従物)* とされる。

lös sak 不動産以外の全ての財産を構成する物, 有体物動産。lös egendom は金銭, 有価証券, 各種の権利を含むが, lös sak はこれらを含まない。

lösekillning (lösen) 回復請求償金。lösningsrätt もみよ。

lösningsrätt (原所有者から善意取得者に対する) 回復請求権。現所有者の意思に反しても償金の支払により財産を回復することができる前所有者の権利。例えば, 動産の前所有者は善意取得者に対してこの権利を有する。löseskillning (lösen) 参照。

lösöre 有体物動産。lös sak に同じ。自動車, 家具, 動物など。

lösöreköp (引渡しなしの) 動産売買, 売渡担保。特別の売買契約証券の作成, その内容の新聞における公告および執行官局に対する登録を行い, その後 30 日以内に差押えまたは破産の申立てがなければ, 買主は引渡しなしに物権的保護を取得する。売買というよりも一種の担保設定取引。「買主が売主の管理に委ねる動産の取引に関する法律 (1845 : 50s.1)」(いわゆる動産売買法)がある。

M の部

majus includit minus 大は小を兼ねる, より大なるものはより小なるものを包含する。例えば, stöld (窃盗罪)* に関する陳述は, 軽微な窃盗罪とみられる snatteri (窃盗軽罪)* の陳述も包含し, 1000 キログラムの小麦粉を給付する義務は, もちろん先に給付された 500 キログラムの

給付義務を包含する。〔スウェーデン刑法においては、通常の窃盗（8章1条）と窃盗軽罪（同章2条）とは異別に規定されている。〕

make 配偶者。

maktexcess （公的）権限のゆ越。公的機関がその権限を本来の目的を超えて用いることを意味する。proportionalitetprincipen 参照。

mala fides (ond tro) 悪意。

mala fides superveniens 後発的悪意。

malefactor 犯罪者。

mandant 委任者，委託者。

mandat (mandatum) 委任，委託。uppdarg に同じ。

mandatarie 受任者，受託者。

mandattid （選挙による）任期。valperiod に同じ。

mananmån mot borgenärer 債権者無視の罪（刑法 11 章 4 条）。支払不能の状況にある債務者が特定の債権者に有利な行為を，他の債権者の犠牲においてすること。例えば，弁済期前の支払，担保の供与など。
vårslöshet mot borgenärer 参照。

mantalskrivning 住民調査登録。現在の folkbokföring（住民登録）* に相当する従前の制度。

marknadsdomstolen 市場裁判所。konkurrenslagan（「競争法（1993：20）」その他一連の独占禁止および消費者保護法令に関する訴訟および案件を取り扱う特別裁判所。「市場裁判所等に関する法律（1970：417）」がある。所長，副所長および5名の特別構成員によって構成される。所長，副所長および特別構成員中の1名は裁判官経験を有する法律家，その他の特別構成員は経済専門家でなければならない。konsumentombudsmannen 参照。

marknadsstörningavgift 市場行動違反手数料。「市場行動法（1995：450）」に違反する市場行動に対して科せられる違反手数料。同法 22 条以下が定める。

massaborgenär 財団債権者。massafordran 参照。

massafordran 財団債権。konkurs 参照。

massagäld 財団債務。破産財団自身が引き受けるべき債務，例えば破産手続中に従前の事業活動を継続したことにより生じた債務をいう。財団債権となり優先弁済を要する。

massapapper 大量債務証券，債券。多数の人から資金を借り入れる目的で大量に発行される流通的債務証券，すなわち国公債および社債のこと。obligation に同じ。

mater semper certa est 母が誰かは常に確実である。

materiell editionsplikt 実体法上の文書提出義務。

materiell processledning 実体的訴訟指揮。訴訟の実体面に関する訴訟指揮のこと。

materiell rättskraft 既判力，実体的確定力。rättskraft に同じ。

matrimonium claudicans 跛行婚。

MBL 共同決定法（の略語）。正式名は「労働生活における共同決定に関する法律（1976：580）」。この法律は労働関係法令の中で中心的地位を占める。

m.b.p.a. (med begränsad personlig ansvarighet) の略語。「制限された人的責任をもって。」従前の法律で経済的社団について用いられた。反対は utan personlig ansvarlighet（人的責任なしに）。

medborgarskap 国籍。

medborgarvittnen（尋問等の警察活動に立ち会う）市民証人。「市民証人に関する法律（1981：324）」がある。förhörsvittne 参照。〔拙稿「刑事裁判と警察」『誤判救済と刑事司法の課題—渡部保夫先生古稀記念』（2000，日本評論社）中に，この法律の全訳が掲載されている。〕

meddellande av dom 判決の告知。狭義では書面で行うものをいう。

avkunnande (av dom) 参照。

meddelarfrihet 情報提供者の自由。「出版の自由に関する法律」および「表現の自由に関する基本法」に規定されている，各人は刑事制裁なしに印刷物，ラジオ，テレビなどのメディアにおける公表のために情報

を提供することができる権利をいう。情報提供者の氏名・同一性が秘匿されることもこれに含まれる。

medelbart gärningsmannaskap 間接正犯。スウェーデン法においては間接正犯に当たるような場合この者を行為者とみうる規定が存在するので(刑法 23 章 4, 5 条), このような概念構成を行う意義は乏しいといわれる。medverkan till brott 参照。

medelbart relevant omständigheter (訴訟上の) 間接に関連する事実, 間接事実。

medgift 婚資。hemföljd もみよ。

medgivande (訴訟上の) 請求の認諾。反対は bstridande (請求棄却の申立て)*。eftergivande, erkännande 参照。

medgärningsman 共同行為者, 共同正犯。

medhjälp 幫助犯。

medling 調停。中立的な第三者の助力によって紛争を解決する試み。

medpart 共同当事者。intervenient 参照。

medverkan till brott 犯罪への共同。共同正犯, 教唆, 幫助のいずれを問わず, 犯罪に対する全ての可罰的関与をいう。

medverkan till skada (被害者の) 損害への共同。損害の発生に部分的に寄与した被害者自身の行為のこと。これが存する場合には, 損害賠償額が調整されうる(過失相殺)。

medveten culpa 認識ある過失。culpa もみよ。

medvällande 共同過失。medverkan till skada もみよ。

mellanndom 中間判決。損害賠償請求訴訟における原因判決など。deldom 参照。

mellankommande part 参加当事者, 独立当事者参加人。intervenient 参照。

mellanman (契約における) 中間者。契約の締結に際して用いられる契約当事者間に介在する第三者であるが, その法的形態は多様である。場合により代理人, 取次人, 仲立人などでありうる。

men 損害。skada* の別称。

mened 偽証罪（刑法 15 章 1 条）。

mentalreservation 心裡留保。

mervärdeskatt (moms) 消費税。

metodpatent 方法の特許。produktpatent 参照。

m.h.p.p. (med hand på penna の略語) ペンを手に持って。自分の名を書けない者が他人を用いて文書に自己の署名をさせること。この場合前者は後者によってペンを動かしているとみられる。

migrationsverket 移民庁。外国人に対する査証，滞在許可，労働許可および難民認定の決定等を取り扱う公的機関。その前身は invandrarverket。

miljöbalk 環境法。従前の 16 の環境に関する法律を統合した法律（1999 年 1 月から施行）。balk の中で最も新しいもの。

miljöbrott 環境犯罪。故意に例えば，土壤，水もしくは大気に，人間もしくは動物の健康に対する軽視できない危険を伴う汚染を生じさせること，またはその他の方法で環境に対する著しい不利益を生じさせることによる犯罪（環境法 29 章 1 条）。vållande till miljöstörning 参照。

miljödomstol 環境裁判所。環境法に関する訴訟を取り扱う裁判所で，現在五つの環境裁判所が地方裁判所に置かれている。環境裁判所の判決に対する上訴はスヴェア高等裁判所に置かれている miljööverdomstolen（環境上級裁判所）になされる。最終審は最高裁判所。環境法 20 章に定めがある。

miljöprocess 環境訴訟。環境（上級）裁判所における訴訟手続をいう。環境法 21 章以下に規定されている。

miljöråd 環境裁判官。環境（上級）裁判所に存在する非法律家の構成員。技術的または自然科学的教育を受けており，かつ環境問題に関する経験を有することが要求されている。なお，環境裁判所は非法律家の構成員として miljöråd のほかに sakkunniga ledamöter（専門家構成員）を含む。

miljöstraffavgift 環境反則金。事業者が環境法の若干の規定に違反した場合に支払を命じられる反則金。環境法 30 章が定める。

mindre konnkurs 小破産。かつての簡易な破産手続とくに *fattigkonkurs* (貧困破産)* の名称。

mindre sysslomannskapet 小管理手続, 強制管理。不動産の賃料その他の果実を収取するために管理人が任命される強制執行処分 of 名称。不動産のその余の管理は所有者のもとにとどまる。 *större sysslomansskapet* 参照。

minderårig 未成年者, 責任無能力者。この年齢は法律によって異なる。刑法では 15 歳, その他の法律では一般に 18 歳。なお, 古い表現では *övermaga* という。 *underårig* 参照。

minima non curat praetor 裁判所は些事に関わらない。裁判所は些事を取り上げないことをいう。[この表現については, 柴田光蔵『ことわざの法律学』(1997, 自由国民社) 180 頁参照。]

ministerrådet (*Europeiska unionens råd*) 閣僚理事会 (EU 理事会)。たんに *rådet* ともいう。EU および EC における立法・政策決定を行う中心的機関。

ministerstyrelse 各大臣の決定権。 *regeringsärenden* (政府案件)* に関する所管各大臣の決定権。スウェーデンでは形式的にはこれを採用していない (統治組織法 7 章 3 条)。

minnesbok (最高裁判所の) 備忘録。最高裁判所の各部に共通のもので, 全体部で行った裁判, および将来のための情報として必要な事件に適用された法原則や法令の解釈などが記載される。

minorennitet 未成年, 責任無能力。 *minderårig* (*minderårig* (未成年, 責任無能力) のこと)。

misbruk av larmanordning 危険情報設備濫用罪 (刑法 16 章 15 条)。警報機や緊急救助信号その他これに類するものの濫用などによって警察, 消防, 救急隊などの不必要な安全活動を起因する行為。

missbruk av urkund 文書濫用罪 (刑法 15 章 12 条)。他人の旅券や証明書等を自己のものとして使用する行為。

missfirmelse av tjänsteman 公職者に対する個人的名誉毀損。かつて存在

した一種の名誉毀損罪。現在では一般の個人的名誉毀損の罪（刑法 5 章 3 条）に包含される。

misshandel 傷害罪（刑法 3 章 5, 6 条等）。

modifierad accept (villkorolig accept) 変更された引受（条件付引受）、不単純引受。

modus operandi（犯罪の）手口。

mora 遅滞。

mora accipiendi (**mora creditoris**) 受領遅滞（債権者の義務の遅滞）。

mora solvendi (**mora debitoris**) 履行遅滞（債務者の義務の遅滞）。

morant 遅滞にある者。

moraränta 遅延損害金。

mord 第一級殺人罪（刑法 3 章 1 条）。dråp 参照。〔strafflagen（刑罰法，旧刑法）は mord を熟慮された殺人，dråp をそうでない殺人として区別していたが，現行刑法はこの区別を採用せず，通常の殺人を mord とし，例外的に減刑すべき事情の存在する殺人を dråp とする。この意味では，謀殺，故殺という誤訳は適切とはいいがたい面がある。〕

mordbrand 放火殺人（危険）罪。人の生命，健康または財産の全体的損壊の危険を意味する放火。「放火殺人」という名称だが，屋内で人を焼死させることはもちろん，生命の危険すら必要でない。刑法 13 章 1, 2 条が定める。

morgongåva 朝の贈与。本来，婚姻初夜の翌朝，持参金に対する一種の対価として新郎が新婦に与えた贈与。これに基づき古いスウェーデン法では，夫婦間に子がない場合，夫の死亡時の婚姻権財産および特有財産について，寡婦はその一部を保有する権利を有した。この制度は 1920 年まで存続していた。

mortifikation 文書の失効決定手続。dödande av handling もみよ。

mortis causa 死因の，死亡を原因とする。inter vivos 参照。

motbok 銀行の預金通帳。enskilt skuldebrev（単純債務証書）*の一種である。日常用語では bankbok という。

motfaktum 反対事実, 抗弁事実。例えば, 原告の支払請求に対する被告の弁済や消滅時効完成という主張事実。

motförhör (証拠調べにおける) 反対尋問。korsförhör (交互尋問)*と同意義だが, スウェーデン法では一般に **motförhör** という。

motiv (立法の) 理由書。lagmotiv のこと。法案に添付され, 立案に至るまでの経過, 法案内容の一般的原則および各条項の注釈に関する詳細な説明を含む。förarbeten (立法準備資料)* は同意語。motiv はスウェーデンの法解釈において伝統的に極めて重要な法源の地位を占めており, EU 法がこれにどのような影響を及ぼすかが注目される。förarbeten 参照。

motpart (vederdeloman) 相手方 (当事者)。

motvärn (権利者に対する) 反撃行為。例えば, 窃盗犯人が盗品を回復しようとする被害者の行為に対して暴行, 脅迫をもって反撃, 妨害すること。

mul(c)ta (arra) poenitentialis 解約金。その支払により契約の履行を免れることができる約定の金額。vite 参照。

muntlig fullmakt 口頭の代理権 (授与)。最近ではしばしばより正確な表現として委任による代理権 (授与) または非独立的代理権 (授与) という用語が用いられる。

muntlighetsprincipen 口頭主義。スウェーデン訴訟法の主要原則の一つ。例えば, 形式的な弁論の更新 (口頭弁論の結果陳述) などは禁止されている。訴訟手続法 43 章 11 条以下参照。

muntligt-protokollarisk process 口頭一書面訴訟。現在の訴訟手続法 (1942 年制定, 1948 年施行) による訴訟改革前の訴訟の特徴。当事者, 証人は裁判所の前で尋問されたが, 調書に記載された訴訟資料のみが判決の基礎に置かれた。[わが国におけるおおむねの民・刑事訴訟の実態 (とくに従前のそれ) を連想すれば容易に理解できよう。]

muntligt testamente 口頭遺言。危急時遺言の一つの形式で, 遺言者は 2 名の証人の前で口頭の遺言を行う (相続法 10 章 3 条)。holografiskt testamente 参照。

muta 賄賂。

mutatis mustandis 変更されるべきものが変更されて、必要な変更を加えた上で。準用のこと。

mutbrott (刑法 20 章 2 条) 収賄罪。bestickning 参照。

myndighet 公的機関。公共のために行為する公的に規整された機関。原則として行政機関および裁判所を意味し、政府と国会、地方自治体参事会は含まない。通例は行政機関の同義語として使われる。

myndighetsutövning 職権行使。私人にとって利益、権利、義務、懲戒処分、解雇またはその他同視される関係について定める権限の行使をいう。myndighetsutövning は「行政法 (1986 : 232)」その他の法令における様々な rättssäkerhet (法的保障)* に関する規定により制約されている。

myndighetsålder 行為 (責任) 能力年齢、成年。民法関係では 18 歳、刑法関係では 15 歳。

myndling 被後見人。現在では未成年者に限られる。

mål 訴訟。通常は訴訟手続事件のことであるが、たんに本案自体も意味する。

målsman 法定代理人。現在の förmyndare (後見人)* に相当するものの古称。

målsägande 犯罪被害者。私的訴追の権限などを有する。

målsägandebitråde 犯罪被害者補佐人。性犯罪や暴力犯罪等について、犯罪捜査段階から裁判所によって任命される。通例弁護士が任命され、いわば被害者の公選弁護士として機能する。「犯罪被害者補佐人に関する法律 (1988 : 609)」がある。

målsägandebrott 被害者訴追犯罪、親告罪。刑法典の犯罪では förtal (名誉毀損)*、förolämpning (個人的名誉毀損)* のみがこれに属する (刑法 5 章 5 条)。

målsägare 犯罪被害者。målsägande に同じ。

mångfaldiganderätt (著作者の) 複製権。

mäklare 仲立人。

människorov 略取誘拐罪(刑法4章1条)。一般には *kidnapping* (誘拐) とよばれる。

märkesförfalsking 証票偽造罪(刑法14章7条)。

mönsteraätt 意匠権。

mörktal 犯罪の暗数。

mötesfrihet 集会の自由。

N の部

namnupprop [roll-call] 個人の発声による賛否の評決。国会における票決の形態で、票決者が賛否を答えること。

narkotikbrott 麻薬犯罪。

narra mihi factum, narrabo tibi われに事実を語れ、汝に権利を与えよう。
da mihi factum, dabo tibi jus に同じ。

naturagäldenär 自然債務者。その相手方は *naturaborgenär*。

naturalexekution 本来的債務の執行。例えば物の引渡し of 強制執行のこと。

naturalia negotii 法律行為の常素。accidentalia negotii, essentialia negotii 参照。

naturkollation 遺産分割における生前贈与の現物返還。遺産分割における生前贈与の参酌の一形態で、この場合相続人は生前贈与で得た財産を遺産財団に現物で返還することを要する。reallkollation* に属する。kollation 参照。

naturlig avkastning 天然果実。反対は *civil avkastning* (法定果実)*。

naturlig fordran 自然債権。例えば消滅時効が完成した債権。反対は *civilfordran* (民事債権)*。

naturrett 自然法。ドイツの法学者 Samuel Pufendorf (プーフエンドルフ) がルンド大学法学部の教授に就任し(1670年)、自然法を鼓吹したことを通じて、自然法は17世紀のスウェーデン法学教育において重要

な科目とされた。〔彼はルンド大学の初代法学教授。〕

ne bis in idem 「同一物について二度の訴訟は許されない。」判決の既判力を表現する文。bis de eadem re ne sit actio に同じ。

ne eat iudex ultra petita partium 「裁判所は当事者が申し立てない事項について判断することはできない」という法原則の表現。

ne procedat iudex ex officio 「訴訟を迫行するのは当事者であって、裁判所ではない」という法原則の表現。

nedre justitierevisionen 下級司法上告院，旧最高裁判所調査官室。18 世紀中葉から 1972 年まで存在し，最高裁判所調査官室としての機能を果たした。revisionssekreterare 参照。〔拙稿「最高裁調査官制度の比較法的検討—スウェーデンにおける上告調査官（revisionssekreterare）の紹介を中心として—」（民商法雑誌 84 卷 1 号）にやや詳しい記述がある。〕

nedsättning av inteckning in teckning （抵当権価額登記）* の優先弁済権順位の引下げ（土地法 22 章 9 条）。

nedsättning av pengar i allmänt förvar 金銭を供託すること。allmänt förvar もみよ。

nedsättning av påföljd 減刑。法定の刑事制裁よりも軽いものを科すること。例えば，行為時に 21 歳未満の者に対して行うことができる。刑法 29 章 3，5，7 条が規定する。

negativ fastställelsetalan 消極的確認の訴え。positiv fastställelsetalan 参照。

negativ föreningsrätt 消極的団体結成・加入権。fackförening（労働組合，専門職組合）の外部にある権利。organisationsklausul 参照。

negativ förpliktelse 消極的義務。あることを許容または受忍すべき義務。

negativ kausalitet 消極的因果関係。不作為に基因する因果関係。例えば，ある人が積極的措置をとるのを怠ったことにより損害が生じた場合。

negativ klausul 消極的条項。与信行為の債務者はその債権者以外の者に担保を供与してはならない旨の与信契約における条項。

negativ medverkan (犯罪への) 消極的共同。不作為による犯罪への共同。

例えば犯罪を暴露しないこと (その義務が存在する場合に)。

negativt kontraktintresse 消極的契約利益, 信託利益。当事者が契約の成立を信託したことによる直接の損失。この場合その当事者は原則として損害賠償により契約締結前の経済的状态に置かれるべきである。

positivt kontraktintresse 参照。

negativt servitut 消極的地役権。承地地所有者の義務のこと。

negatorisk äganderättstalan 所有権 (妨害禁止) 確認の訴え。

negotiabilitet 流通性。形容詞は **negotiabel**。

negotiorum gestio 事務管理。事務管理者は **gestor**。スウェーデン法には事務管理に関する明文の規定は存しない。

negotium claudicans 跛行的法律行為, 相対的無効行為。

nemini res sua servit 何人も自分の所有物について制限物権 (例えば地役権) を設定することはできない, という法原則の表現。この原則はスウェーデン法においては **ägareservitut** (所有者地役権)* が確立していることによって打破されている。

nemo iudex sine auctore (actore) 裁判官ではなくて当事者が創作者である。訴訟手続 (開始等) の主導権は当事者にあり, 裁判官にあるのではないという法原則の表現。

normavtal 規範契約。他の契約のための規範を包含する契約。例えば労働協約は, 個別の雇用契約のための規範を包含する。

normprövningsrätt 規範審査権。lagprövningsrätt (法令審査権)* のこと。

normerade böter 標準化罰金。一定の算定根拠により定められる罰金。例えば, トロール網による密漁の罰金額は, それに使用した船舶のエンジンの大きさによって定められる。刑法 25 章 4 条等が定める。

notarie 司法実務修習生。司法実務修習は **notarietjänstgöring**。〔拙著『スウェーデンの司法』98 頁以下参照。〕

notarieavdelning (銀行の) 証券管理保管・法務部。

notarius publicus 公証人。県中央行政庁が任命する。「公証人に関する法律（1981：1363）」がある。〔某法学教授の言によると、スウェーデンの公証人はあまり大きな役割を演じていないようである。同法もすこぶる簡単なもの。〕

notorietet 公知であること。形容詞は *notorisk*。

novation 更改。

noxa 損害，刑罰。

nulla poene sine crimine 犯罪なければ刑罰なし。〔以下，類似のラテン語の表現を掲出するが，スウェーデンにおける使用状況を示す意味である。〕

nulla poena sine lege 法律なければ刑罰なし。

nulla regula sine exceptione 例外なき規則なし。

nullitet 無効。*angriplighet* 参照。

nullum crimen sine lege 法律なければ犯罪なし。*nulla poena sine lege* の別の表現。*legalitetsprincipen* 参照。

numerus clausus 物権法定主義。

nupturienter 婚姻しようとしている男女のことをいう。

Nytt juridiskt arkiv (NJA) 新法律（学）雑誌。毎年，Del I, II の 2 巻にまとめられて刊行される。Del I は最高裁判所判例集であり，Del II は立法理由書の重要部分を掲載する。

nyttjanderät 用益権。*servitut*（地役権）* は用益権には含まれない。

nåd 恩赦。宣告された刑の全部または一部の免除。*benåding* もみよ。

nämnd 参審。その構成員は *nämndeman* という。〔なお，*nämnd* は合議体の公的機関の名称としても多用されている。この場合は「委員会」という訳語が適切。〕

närstående rättigheter 著作隣接権。

nödrätt 緊急避難。過剰緊急避難は *nödexcess*。*nödvärn* 参照。

nödtestamente (nödfallstestamente) 危急時遺言。*holografiskt tesaamente*, *muntligt testamente* 参照。

nödvändig processgenmenskap 必要的共同訴訟。

nödvärn (nödvärnsrätt) 正当防衛。過剰防衛は **nödvärnsexcess**。

nödvärnshjälp 正当防衛援助権。正当防衛者を援助する権利で各人が有する。

nöjdförklaring (有罪判決を受けた被告人の) 上訴権の放棄。

(以下次号)

中間の後記—その2

今回から校正などについて法政大学非常勤講師の千葉華月さんが協力してくださることになった。同氏はウプサラ大学で医事法・家族法について約2年間研究を積み最近帰国された新進の学者である。横浜国立大学で山田卓生教授の指導のもとに学位を得られた。かねて親交のある山田教授からのご紹介で、私がウプサラ大学留学について多少お世話したことが一つの機縁になり、スウェーデン法研究の分野に有力な新人の誕生をみた次第である。なお、ストックホルムの法律事務所に勤務する坂本ーオロフソン優子さんからもご助力のお申出をいただいている。同氏はウプサラ大学法学部を卒業し、スウェーデンの法律家資格を有する唯一の日本人である。お二人のご支援はまことに有り難いことである。驚馬に鞭打って仕事に励まなければならない。(2005年5月初旬脱稿, 同年9月一部改稿。)